第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月15日

			令	和;	3 年	第 4	l III	座	間吃	卡村	議会	定	例:	会 <i>술</i>	議	録	.			
招	集	年 月	目						令	和(3 年	1 2	月 :	1 5	日					
招	集	場	所		座間味村議会議場															
開	閉	会	等	開	会			f	和3	8年1	2月15日	3 午	前10	時00	分	議	長宣	=		
日	時	宣	告	閉	会			f	和3	8年1	2月15日	3 午	後2	時25	分	議	長宣	言		
				議番	席 号		氏			名		議番	席 号			氏			名	
出	席	議	員	2	番		宮	平	喜	文		7	番			中	村	秀	克	
	(応	招)		3	番		垣	花	太	郎										
				5	番		中	村		勇										
				6	番		宮	平	清	志										
欠	席	議	員	議番	席号		氏			名		議番	席 号			氏			名	
	(不	応 招)																		
会	議録	署名議	衰員	5	番		中	村		勇		6	番			宮	平	清	志	
	多のた した者	め議場に	こ出	事	務	局長	mk.	中	村	和	茂	臨	時	書	記					
				村		ļ	長	宮	里		哲	会	計	課	長		石	Щ	聖	子
地力	方自治	注第12	1条	副	木	寸 -	長	宮	平	真同	由美	産	業振り	興課	多事		糸	嶺	直	生
に。	より説	.明のたる	か議	総住		果長き	兼長	宮	平	壮-	一郎									
場は	こ出席	した者の	の職	産	業振	興課:	長	宮	平		明									
及7	び氏名			船舶	伯・匍	見光課.	Ę	松	田		力									
				教	育	課	長	中	村		悟									

令和3年第4回座間味村議会定例会議事日程(第1号)

(令和3年12月15日午前10時00分開会)

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明(議案第68号~議案第80号まで)
7	議案第68号	専決処分の承認について(令和3年度座間味村一般会計補正予算(第9
		号))
8	議案第69号	令和3年度座間味村一般会計補正予算(第10号)について
9	議案第70号	令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第4号)について
10	議案第71号	令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について
11	議案第72号	令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
12	議案第73号	令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
13	議案第74号	令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
14	議案第75号	座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の全部を 改正する条例について
15	議案第76号	 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について
16	議案第77号	南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について
17	議案第78号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
18	議案第79号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について
19	議案第80号	工事請負契約について(阿嘉小中学校校舎改築工事)
20	発議第7号	軽石の漂流・漂着に関する意見書

〇 議長(中村秀克)

ただいまから令和3年第4回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会(午前10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

なお、本日の会議に垣花教育長本人から、都合上の欠席の申出がありました。これを報告いたします。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村 勇議員及び6番 宮平清 志議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日限りと決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸般の報告

令和3年9月17日~令和3年12月15日

9月29日	例月出納検査(特別会計)
9月30日	例月出納検査(特別会計・一般会計)
10月 8日	新造船(高速)進水式《広島県尾道市向島 瀬戸内クラフト(株)》
10月11月	第4回座間味村臨時会
10月12日	南部離島町村議長連絡協議会(役員会)
10月19日	例月出納検査 (特別会計)
10月20日	例月出納検査(特別会計・一般会計)
10月21日	沖縄県町村議会議長会定例総会
10月28日	南部広域市町村圏事務組合議会定例会
11月 1日	高速船クイーンざまみ就航式典 (泊港出発式・座間味式典)
11月 8日	南部離島町村長議長連絡協議会行政懇談会
11月 9日	第59回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会
11月12日	町村議会事務局長連絡協議会
11月16日	第5回座間味村臨時会
11月17日	町村監査委員協議会・南部地区町村等監査委員会研修会
11月18日	町村議会事務局職員研究会定例会・研修会
11月25日	例月出納検査 (特別会計)
11月26日	例月出納検査(特別会計・一般会計)
12月 8日	全員協議会
12月15日	第4回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

10月20日

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。また、議長からございました垣花教育長が身内 の件で今日は御不幸がございまして、欠席とさせていただいております。その分、私、副村長、そして教育 課長のほうでしっかりと対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは令和3年第4回座間味村議会12月定例会、行政報告でございます。令和3年第3回座間味村議 会定例会、これは令和3年9月16日に行われましたが、以降の主な事項について、行政報告につきまして はお手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しをよろしくお願いいたします。以上です。

行 政 報 告

令和3年12月15日

行政報告いたします。

令和3年第	3回座	間味村議会	会定例会(令和3年9月16日)以降の主な事項について行政報告いたし
令和3年	9月1	7 日	沖縄県町村会 事務調整
	9月2	2 日	座間味村顧問弁護士 面談
		JJ	沖縄県町村会 事務調整
	9月2	4 日	株式会社りゅうとう株主総会
	9月2	7 目	離島航路確保維持改善協議会
	9月2	8日	沖縄県町村会 事務調整
	9月2	9 日	全国離島振興協議会第3回理事会
	9月3	0 日	離島振興関係予算に関する要望活動
1	0月	5 目	沖縄県過疎地域振興協議会、沖縄県市町村職員互助会等事務調整
		<i>II</i>	南部振興会理事会、臨時評議員会
1	0月	6 目	リゾテック事務調整
1	0月	7 目	沖縄県町村会 事務調整
1	0月	8 目	新造船進水式
1	0月	9 目	西銘大臣との意見交換会
1	0月1	1 目	令和3年第4回座間味村臨時議会
1	0月1	2 目	沖縄県町村会 事務調整
		JJ	南部市町村会総会
		"	南部振興会市町村長協議会
		"	南部離島町村長議長連絡協議会臨時総会
1	0月1	3 目	南都広域市町村圏事務組合理事会
1	0月1	5 目	全国町村会理事会、政務調査会
1	0月1	8 目	南部広域行政組合理事会
1	0月1	9 日	内閣府審議官 面談
		"	沖縄県市町村職員共済組合業務運営研究委員会

座間味村漁業協同組合意見交換会

令和3年	10月2	2 日	沖縄県市町村職員互助会臨時総会、理事会
14 11/10	10月2-		新造船回航立会い
	10月2		沖縄県庁、沖縄県町村会、事務調整
	10月2		沖縄県交通政策課 事務調整
	10月2		クイーンざまみ引渡式
	10月2		沖縄県振興審議会
		II	沖縄県庁、沖縄県町村会事務調整
	10月3		那覇市市制100周年記念及びなは一と開館記念式典
	11月		クイーンざまみ出発式、就航式典
			NTTドコモ沖縄支社長 面談
	11月		離島フェア挨拶まわり
		<i>1</i> 1	沖縄県町村会 事務調整
			日本郵政沖縄支社長 面談
			立命館慶祥高校 修学旅行離村式
	11月		環境省沖縄奄美自然環境事務所長 面談
	11月		離島フェアオープニングセレモニー
	11月		那覇市・南部離島選挙区選出議員との行政懇談会
		II	沖縄県環境部との意見交換会
	11月		沖縄県離島振興協議会理事会
		<i>II</i>	沖縄県過疎地域振興協議会理事会
		<i>II</i>	沖縄県離島振興協議会総会
		IJ	沖縄県過疎地域振興協議会総会
		IJ	沖縄県知事への要請
		II.	沖縄県議会議長陳情
	11月1		沖縄県町村会総会
]]	沖縄県後期高齢者医療広域連合説明会
	11月1	1 日	座間味村観光大使山田ひさし氏面談
	11月1		沖縄県土木建築部港湾課長 面談
		,	県振興審議会 離島過疎地域振興部会
		<i>]</i>]	沖縄県離島海運振興株式会社取締役会
	11月1-	4 日	ポナン社伊地知氏 面談
	11月1	5 目	全国過疎地域連盟理事会、定期総会
		,,	OCVB東京事務所 訪問
	11月1	6 目	全国町村会長会
		<i>II</i>	全国U-3000町村交流会
	11月1	7 日	全国町村会創立100周年記念式典
		<i>II</i>	全国町村長大会
		<i>II</i>	新たな振興計画に関する要請活動
	11月1	8 目	沖縄振興予算、国民健康保険関連要請活動
	11月1	9 目	沖縄振興予算、国民健康保険関連要請活動

令和3年 11月24日 自衛隊沖縄地方協力本部 面談 11月25日 南部市町村会軽石視察 11月26日 沖縄県町村会 事務調整 沖縄県への要請(漂流軽石関連) IJ OCVB 面談 総合計画ヒアリング 11月28日 琉球プライム収録 沖縄県町村会、沖縄県市町村職員互助会 事務調整 11月30日 沖縄県への要請(漂流軽石関連) 12月 1日 沖縄県町村自治会館管理組合中間監査 12月 2日 株式会社みらいおきなわ 木村取締役常務 面談 12月 3日 沖縄県市町村会事務調整 琉球大学瀬名教授 面談 12月 6日 国への要請活動(漂流軽石関連) 12月 7日 国への要請活動 (漂流軽石関連) 12月 9日 瀬戸内探険クルーズセミナー 株式会社りゅうとう取締役会 12月10日 IJ 高山医師との意見交換会 12月14日 NTT西日本 面談

〇 議長(中村秀克)

これで行政報告を終わります。

日程第5.一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。6番 宮平清志議員。 6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

おはようございます。本日もよろしくお願いします。さて、コロナ禍での自粛の日々からそれぞれ活動が少しずつ再開しつつありますが、業種によっては回復のばらつきがあり、二極化の傾向が見られると思います。経済、事業者、また個人個人がどう乗り切ればいいか、回復を図っていかなければなりません。今後の感染状況も一進一退の可能性は否めませんが、コロナ禍以前の状態に戻れるように村民が一丸となって、この難局を切り抜けていければと思います。執行部や職員の皆様には引き続き村民への日々の対応や、事業者への事業継続の支援対策についても御尽力いただきたいと思います。あと、8月に発生した小笠原諸島の海底火山噴火の影響で軽石が沖縄周辺に押し寄せ、船舶の航行、漁業、観光等に対する様々な被害が生じております。当村でも数か所に多くの軽石が漂流・漂着し、特に阿嘉島の港に関しては船の発着に影響を与え、島民や役場職員の皆さんで回収されたようですので、非常に感謝申し上げます。今日の新聞では、回収された軽石の保管場所として沖縄本島の南部と北部にそれぞれ1か所ずつ、サッカーコート3面分ぐらいのスペースを確保したようです。とはいえ、まだまだ県全域の広い範囲内で繰り返し漂流・漂着することが予想されますので、継続的な対応が必要かと思われます。今後もコロナ対策同様、よろしくお願いいたします。今回の軽石被害については宮里村長も、町村会長の立場でも県や国に出向き、要請を行っております。迅速な対応でしたので、非常に感謝いたすところです。引き続きよろしくお願いいたします。それでは一般質問

を通告書に沿って、伺っていきます。

まず1点目は、航送運賃についてです。平成24年から開始された沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業によるフェリーと高速船の運賃の住民割引、それと平成25年7月からは車両についても半額補助が開始され、村民の負担軽減となり、非常に助かっており感謝いたしております。ですが私の情報不足で最近知ったことなんですけれども、当村を所在地として登録されている法人の自動車航送運賃の割引ができていないということで、それは同じ島民に対して不平等感を与えているのではないでしょうか。仕事で使用する車両等を法人名義にすることによって、購入代、車検代、保険料などもろもろの費用を会社の経費にすることができるため、節税に有効となります。それもあって法人名義で登録し、それもほとんどが数台の車両を所有されているので台数分の車検や、時には修理もあるでしょう。そうなると航送運賃がかなりの負担となります。一般村民と同様に料金を一律にするべきだと思いますが、まずはなぜ法人の自動車航送運賃の割引ができないのか。その基準がどうなっているか、伺います。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

今お話のありました自動車航送運賃の事業といたしましては、座間味村自動車航送運賃低減化事業として 行っております。基本的な趣旨といたしましては、住民の島外での移動手段の確保並びに自動車検査整備に おける自動車航送運賃の低減化をし、経済的支援を図ることを目的としていますので、基本的には座間味村 離島住民カード取得者を対象としております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

じゃあ、それは県の離島住民等交通コスト負担軽減事業とは別で、村独自の事業という理解でよろしいですか。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

村独自の事業ですが、原資としましては一括交付金を活用しておりますので、実質的には補助事業となっております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。法人は高い法人税を納めて、さらには多くの雇用を創出して、村への貢献度はかなり高い と思います。その法人に対しての金銭的なメリットがないのはとても違和感がありますが、そのあたりの見 解を伺います。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

今、宮平清志議員からお話がありましたように、私たちもやはり村内における法人事業者は今後も非常に 大切だと思っております。また、この事業の趣旨におきましては地域活性化につなげる、そういった趣旨も あることから、今、清志議員がお話しした法人に関しても、村の法人事業者の中で、さらに住民カードを所 有している方にはこの事業を使えるような見直しを図って、前向きに次年度から検討していきたいと考えて おります。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。一括交付金だけれども、村独自でやっているということなんですけれども、もし分かれば、 近隣の離島自治体がこういう法人の航送運賃をどのように設定しているか。もし分かればでいいので。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶·観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

他の離島も座間味村と同様に離島住民カードの所有者のみとなっております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

それはじゃあ、その近隣の離島でも法人は普通料金ということですね。

〇 議長(中村秀克)

松田力船舶·観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

はい、そのとおりです。

議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

6番(宮平清志議員)

分かりました。個人的には、割と座間味村は何事も結構先駆けて発信することが多いので、この交付金を利用して、ぜひ前向きに検討していただければと思います。この件に関しては、村も割と先駆けで発信することが多いということを申し上げましたが、その先駆者だとも思っています。宮里村長からも、その見解を伺いたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

お答えいたします。先駆者ということでございますが、しっかりと離島振興をさせていただいているところでございます。少しだけ交通整理をしないといけない部分があろうかと思っております。大前提といたしましては、うちの課長からありましたように前向きにしっかりと検討していきたいということでございますが、その次に来るのはやはり国庫補助金を活用した一括交付金事業でございますので、私たちがやりたいと言っても国、あるいは県がどこまでその許容範囲を認めていただけるかというところは、まず大きな大前提としてあろうかと思います。それが一つ。もう一つは、例えば工事車両で委託契約をする中で、いろいろな経費の中で資材を沖縄本島に搬出する、あるいは搬入する。そういった場合がたまにございますが、そういった場合には契約額の中に金額が含まれているというふうに理解をしております。また、それともう一つは、例えば離島フェアが開催されていた時期には、その特産品を運ぶ船賃については免除をしているということもあったり、いろんなところでできることをさせていただいている部分もございますので、その辺の交通整理をしっかりしながら、できるだけ前向きに対応させていただきたいということだけはご理解いただき

たいと思います。以上です。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。ありがとうございます。様々なパターンがあるということで、それを考慮しながら前向き に、ぜひ迅速な対応をよろしくお願いいたします。

続きまして座間味島の浄水場の件ですけれども、数年にわたり浄水場建設の候補地の件で一部の島民と村とでなかなか折り合いがつかない状態が続き、県議会まで議論されるほどの大きな案件となりました。最終的には住民対象のアンケートを取ることになり、送付され、手元にも届きましたが、県知事の会見後にアンケートが中止となりました。新聞には諸事情により中止されたと記載されていましたが、私個人的には、当時の県知事の対応にはすごく理不尽、不合理を感じたのを覚えています。そんなこともあり、候補地は高台案となりましたが、それはそれでもう決まったのでいいと思います。ただ、データはありませんが水質悪化は長期化されていると予想されますので、いち早く安心安全なおいしいお水を供給しなくてはならないのに、いまだに着工の様子が見られないのです。多くの座間味島民が早急に新たな浄水場の建設を希望して、質のいい水を求めているのにもかかわらず、県知事はコロナ禍で自粛期間中にバーベキュー会食をして、ツイッターにツイートするというとんでもない行動を取っているんです。あの最後の会見だけで仕事が済んでいないことをぜひ分かってもらいたいところですね、県知事のほうには。そこは余談となりましたけれども、本来スムーズに進んでいれば、たしか今年の3月から4月にはきれいな水道水が供給される予定でした。結果、長期間の遅れが生じておりますけれども、まずは現状がどうなっているか、進捗状況をお尋ねいたします。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

産業振興課長(宮平 明)

本日も一日、よろしくお願いします。ではお答えします。本質問を受けて、沖縄県企業局に今の現状を確認いたしました。その内容を御説明いたします。現在、基本設計業務を行っているところですが、業務受注者において、新型コロナウイルスの影響によって比較検討に使用する資料の収集、作成が当初計画より遅れているとの回答がありました。基本設計のスケジュールといたしましては、年内に検討結果をまとめ、1月に本村に説明に伺うということです。また、全体的な工程なんですが、令和4年度に実施設計及び許可申請を行い、令和5年度に工事に着手、令和7年度完成し、令和8年度水道用水供用開始の予定となっているとの説明を受けております。今後も早期着工と一日も早い完成に向け、引き続き沖縄県企業局に働きかけてまいります。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

ありがとうございます。じゃあ令和7年まで我慢強く待たないといけないですね。課長も阿嘉島浄水場の 水は既に試飲されたと思うのですけれども、やはり座間味とは水質に格段の差があると思います。既に耳に もされていると思いますけれども、阿嘉・慶留間の皆さんの意見を聞くと、まず特に感じたのが、シャワー を入ったときにボディソープの泡が落ちていないと勘違いするほどぬるぬるしていると。これはもう間違い なく水質がいい証拠です。あと髪の毛の質がさらさらとよくなったとか、白髪染めの回数が減ったとか、赤 ちゃんのミルクを安心して作れるとか、もういいことだらけで本当に羨ましい限りです。教育課長は調子ど んなですか、髪の毛。ばっちりですか。ありがとうございます。その阿嘉・慶留間の島民の皆さんには、浄 水場ができたおかげで水質もよくなったんですけれども、本来なら水道料金も安く済まなくてはならないのに、座間味島の浄水場の建設の遅れでかなり不利益を感じていると思われるんですけれども、もちろん同じ村なので水道料金に差をつけるわけにはいかないと思いますが、そこで伺います。この阿嘉島浄水場の水を1立方メートルあたりの買取り金額と座間味島の浄水場との、この金額の差がどれだけあるか、伺います。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

お答えいたします。今、阿嘉島での浄水の受水金額につきましては113円でございます。ただ、それがすぐ供給単価に反映されるかと言うとそういうことでもなくて、いろんな要素がかみ合ってきますので、その単価では、なったからそういう単価で水道料金が発生するわけではありません。今、令和2年度の水道料金の座間味村全体の供給単価としましては270円となっております。今、阿嘉島の水道の云々かんぬんとありましたが、水道広域化の基本的な考え方で良質で安定した安い水のサービスの提供ということですので、阿嘉・慶留間地区においては今年度より広域化がスタートして良質で安全な水は供給できておりますが、安い水の部分においては不便をかけているかとは思います。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

じゃあ、まず結果、水道料金の差を埋めるために阿嘉島、慶留間島の皆さんにしわ寄せが回っているという理解でよろしいですか。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

産業振興課長(宮平 明)

全体的に言えば水道料金の形態は、今、1つの村で1つの料金という設定であれば、今安く提供できた分が阿嘉島でありますので、座間味島であと5年かかります。その分における維持費とか、そういう現在の水道料金が一時的になくなったりすることに対しては不利益が生じることになるかと思います。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。今後座間味島も早急に浄水場整備に向けて進めていただくと思いますが、工期が約5年ということで、その間も管理は初心者、素人では難しいと思います。今まで見ていても。できるだけ詳しくというか、専門家の職員を確保しないといけないと思うのですけれども、その間のランニングコストももちろん村民の税負担となりますが、そのあたりはどうお考えですか。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

座間味浄水場で供給開始が5年遅れることで、老朽化に係る維持費等がかかることは想定されます。維持費に大きな修繕費用がかかれば、現在の水道料金の維持ができなくなり、村民の不利益が生じる可能性はあります。今後、また座間味村において良質な安心で安心な水が実施できるように、村民に不利益を生じさせないように浄水場の早期完成を沖縄県企業局に働きかけてまいりたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。ちょっと心配なのは職員の確保なので、そこをしっかりしていただければと思います。この浄水場の整備については村長もかなり頭を悩まされたと思いますので、最後に村長からも見解を伺います。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

いろいろな経緯はございますが、もう決まったことでございますので、しっかりと企業局に働きかけてい くというのがまず一つ大前提で私の考えとして持っておりますが、先ほどから水道料金の話がございました。 確かに阿嘉島におきましては、企業局が浄水給水をすることで立法当たりの金額が相当安くなっているのは 事実としてございます。しかしながら、これまでに村で行っていたときの残債、いわゆる公債費です。借金 の返済等がまだまだ残っておりますので、そういった意味では水道の広域化を当初から私はお願いをしてお りましたが、できたからすぐ水道料金が安くなるものではないというふうに認識しておりまして、段階的に 安くなっていくものだということが一つと、技術者の確保であったりとか、機器の更新に村の負担がかから ないというようなところで非常に期待をしているところです。一方で、座間味島におきましては場所の選定 が遅れたということと、その場所がなかなか高台にあるものですから、あとはコロナの件で前に進んでいな い。さらには近年というか、今年は渇水傾向にございまして、雨が少なくて座間味島のダムの貯水率が7 0%をやがて切るのかなというような状況になっております。そういった意味では、断水になったときへの 対応、あるいは先ほどから話が出ている老朽化している浄水場のメンテナンス等の維持管理費を考えますと、 安くなるのはしっかりと安くしていきたいとは思っているのですが、これから供用開始まであと4年から5 年かかるということを考えますと、一般会計からの持ち出しの中で、いかに座間味島簡易水道を維持してい くかというところが心配でございますので、逆に早く安くしたい反面、水道料金の値上げにつながるような ことがないようにしなければいけないと、非常に私はそこを危惧しているところです。総合的に考えまして、 しっかりと一日も早く座間味島の浄水場が出来上がることが一番の解決策でございますので、引き続き沖縄 県、そして沖縄企業局に強く申入れを行いながら、早急に供用開始ができるようにお願いをしていきたいと いうふうに思っております。以上です。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番 (宮平清志議員)

分かりました。ありがとうございます。工事の際には、こういう細い道路を大型トラックがもうがんがん 走っていくと思います。そこら辺事故のないように、1日も早く整備していただいて、座間味島でもおいし く、もっと綺麗な水道水になるように企業局と協議して、早め早めに進めていただくよう、ぜひお願い申し 上げます。

続きまして、3点目になります。これは継続質問ですけれども、ゲストバースの件です。この座間味港ゲストバース整備については6年前の平成27年、ちょうど12月、ちょうど6年前ですね。一般質問から継続している質問ですけれども、たまたまあした県の港湾課から座間味港整備計画の説明会が予定されているようですので、今日はお答えできる範囲内で構いませんので、答弁よろしくお願いします。あしたの説明会を聞かないとまだ分かりませんが、やっと要望を受け入れていただけたのかなと期待が膨らんでおりますが、これまで港内で、特に西側の浮き桟橋ですね。そこでは御承知だと思うんですけれどもダイビング船と、ゲストのクルーザーやヨット等の混乱やトラブルが度々あります。それと、最近では船舶の所有者も大分増え

て、また船の購入を検討している方から、係留場所がないなどとの声も多々聞こえてきます。このように 様々な問題の解決や利便性向上のために、ゲストバースを含む港の整備を求めてきました。あした詳しく聞 ける可能性はあるのですけれども、今の段階でどこまで計画が進んでいるのか、伺います。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

まず質問の内容、継続質問なんですが、村として沖縄県へまず要望しているのは、ゲストバースをはじめ村内における船舶の係留箇所の増設ということで県のほうには要望しております。現在のところ、沖縄県が座間味村の要望を受けまして、沖縄県港湾課のほうで今そういった整備計画案を策定しており、今後住民との合意を得られた後、仕組みとしました得られた後に沖縄県の土木審査会等に提言し、そこで採択されたら事業化になるということが大前提ですので、まず明日の住民説明会なんですけれども、基本的にはまず係留箇所の増設するために委託業者が現在の全船舶を調査して、この係留箇所、今は皆さん御自由に止められているんですけれども、そこの整理をした後にさらに増設するという今計画案を作っていますので、細かい詳細につきましては明日の説明会で沖縄県のほうが行いますので、ここでは詳細については省かせていただきますが、基本的にそれをやった後に港湾の整備、その後ゲストバース、また細かく行けば座間味港の西側のスロープに巻揚機等の設置とか、そういったのも話が出てくると思いますので、そこで住民の皆さんとちゃんと話合いをして、話合いに関しても一回では終わりませんので、何回か、数回か行って、あくまで合意が取れた上での沖縄県で審査に入るということですので、この辺はまたゆっくりと、中身はゆっくりなんですが、できるだけ早急に開催して事業化できればなと考えております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

6番(宮平清志議員)

これは、港湾整備とゲストバースは同時進行ではないというふうな理解でよろしいですか。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

基本的には別々で要望していますが、村としてはやはりこういった港湾の事業とかは、各港湾施設もありますので、極力は事業を一本化にして進めてほしいという要望はしております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。またあしたの説明会で不明点があれば伺ってみたいと思います。

この件で、2点目です。この港湾の整備ができたとして、高速船とかフェリーでも入島税を頂いているんですけれども、もしゲストバースができた場合、入島税をどのように徴収するか気になるところではあるんですけれども、そこをどう今のところ考えているか、伺います。

議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

おはようございます。本日も一日、またよろしくお願いします。本件についてはいわゆる入島税、美ら島 税を指していると思います。税の担当は総務になっておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。 今の将来のゲストバースができたらということですが、一応完成後はいわゆる個人所有のプレジャーボートやヨット等、多くの利用が見込まれると思います。しかし美ら島条例上は、個人所有者からの徴収は今できない条例となっております。それで本来でしたら渡船業を営んでいる方には特別徴収義務者になっていただいておりますが、それに代わり寄附金等を募って、やっぱり徴収された方と不公平感が生じないように今のところへ努めてまいって、検討していこうと考えております。以上です。

議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

じゃあ同じ来島するお客さんでも、ちょっと変わってくるということですね。そうなると、例えば個人でいらっしゃるゲストと職員、もしくは担当になるかどうかは分からないですけれども、接触がない場合、個人を特定できないということもあり得てくると思います。もし、そのときに犯罪が起きた場合に探しにくくなると思うんですけれども、そういうことも考えられるんですが、例えば監視カメラなどの監視体制、そこら辺も考慮していただきたいんですけれども、ここら辺はどうでしょう。港湾課とか、村内でこのような話は上がったことがありますか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

今の御質問で整理しないといけないと思うのは、税はあくでも税徴収をするのか、しないのか。それと安 心安全は、またどう担保していくのかというのは、やっぱり別に考えていかないといけないと思います。後 ほど港湾担当のほうからも、担当課長からも安心安全についてどう考えているのかはしっかりと答弁をさせ ていただきますし、税についても答弁がまた引き続きあるのかもしれません。税につきましては、この条例 を制定するに当たりましてもいろいろな議論がございました。まずは税の公平公正な徴収の在り方とか、あ るいはどういう形で徴収するのか。この普通徴収、あるいは特別徴収とやり方がございますが、しっかりと 特別徴収にしまして、税を間接的に預かっていただく方を指名をします。それを後で消費税と一緒で村に納 付していただくというのが今の特別徴収、いわゆる特別徴収義務者の選定ということになりますが、個人の 方々が船でいらっしゃる場合には、その全てを事前に選定をして、これも事務手続がございますので、その 中で来るたびにそういうことをするというのは非常に事務的な煩雑さが出てくるということと、費用対効果 を考えますと非常に難しいことであるということから、一般論としてやはり個人的に定期的にでもなくて、 たまに、あるいは1回しか来ないような方々に対して税を徴収するような行為というのは、なかなか難しい。 さらに港としましても、座間味、阿佐、阿真、5つの集落にそれぞれ港がございますので、そういったとこ ろも含めて、それに対する公平的な徴収の在り方というのも非常に物理的に難しいということでございます ので、そこは御理解を当時の議会にはいただいたところでございます。今後、先ほど総務課長からもござい ましたが、そういった状況の中でどういった形で、また別に税金を払っていただいた方との公平性を担保す るかというのは非常に大きな悩みではありますが、先ほどありました税ではなくて寄附金というような行為 とか、そういったことを周知させていただくことで、一人でも多くの方々から座間味村に対して納税、ある いは寄附金をしていただくような環境づくりをつくることが一番重要ではないかというふうに考えておりま す。さすがに法律、あるいは条例の中で全てを補完できるというのは、やはり物理的に難しいというところ は、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。以上です。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。税の徴収についておっしゃっていることは理解できました。あとは、この監視体制ですね。 港湾課は関係あるのかどうかも含めて、課長のほうからもちょっと答弁をお願いします。

〇 議長(中村秀克)

松田力船舶·観光課長。

の 船舶・観光課長(松田 力)

監視体制につきましても当然安心安全な、その防災の部分なのか、そういったゲストが来るような監視カメラなのか、その辺でも意見が分かれてくると思います。やはり港湾内の安心安全とかになりましたら、村で行うのか、沖縄県と調整してやるのか、これは議論が必要だと思っております。その理由におきましては、一応沖縄県から港湾の委託管理を受けていますので、その中の費用でやるのか。そういった様々なことが出てくるので、この辺は港湾利用者とまた協議しながら、そういった必要性があるなら、そういった要望をしながら検討していきたいと考えております。

〇 議長(中村秀克)

6番 宮平清志議員。

〇 6番(宮平清志議員)

分かりました。早めにこういう協議も各村なり、港湾なりと進めていただければと思います。今回の一般 質問は以上です。御対応ありがとうございました。

〇 議長(中村秀克)

これで宮平清志議員の一般質問を終わります。

続きまして、3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

おはようございます。今日一日、お願いします。まず一般質問に入る前に、まず皆さん一番興味のある、 皆さんが注目している公金横領の件で、それについてちょっと。私、11月17日、南部町村会の監査研修 会がありまして、それを終えた後に泊港、泊事務所のほうの抜き打ち監査を行ってきました。そこで、抜き 打ち監査のほうで適正な事務処理をされているのか。それとまたどういった形で事故があったのかというの を、署長にいろいろ説明を受けました。それで署長のいろいろ説明をお聞きして、かなり努力されているな と。そういうことが分かって、安心しちゃいけないんですけれども、それは立派だと私は高く評価しました。 代表監査のほうも、それは立派なあの改善のやり方だということでの認めをしました。そういうことで、 やっぱり一つ一つこういう形で改善をして事故のないように、こういう形で改善していけば一安心だと思い ますので、やっぱりぜひそういう形で住民の安心できるような、そういう報告も大事じゃないかなと私は思 いました。これは課長、村長、皆さん、役職の方ですね。そういう形で改善をされている形を、職員を褒め てあげてほしいなと私は思います。改善がやっぱりこれまでにないような改善です。印鑑漏れとか、そこで 確認として2人の確認が絶対に、印鑑を押して、それで泊事務所から座間味事務所のほうにFAXを、印鑑 押した確認、それを改善しているところがきれいに説明されていましたので、それは立派だなと。私はそれ は褒めてあげるべきじゃないかなと思いました。またもう一つは、帳簿のほうもちょっと調べたかったんで すけれども、残念ながら警察署のほうでまだ捜査中だということで、私たち監査のほうがそこに手を入れる ことができませんでした。それはもう警察の捜査を終えた後に、それは一応私たちもそれをちょっと見てみ たいなと、監査してみたいなと思っていますので、ぜひそのときは御協力お願いします。あと一つです。 ちょっとお願いしたいのがあるんですけれども、職員が一人ということに対して、代表監査も私も意見が一 致しまして、一人ではちょっとまずいんじゃないかと。そういう形で職員をあと一人入れてほしいと、そう

いうことを私と代表監査のほうでは、それをお願いしたいと。そういうことが意見が一致しましたので、ぜひこれを御検討お願いします。まず事務所のほうが、裏側のほうです。もうちょっときれいに整理整頓してほしいなと、そういう指摘がありましたので、ちょっとごちゃごちゃしているところがありまして、それも指摘の対象には入りましたけれども、ちゃんとした、繁忙期には大金が入ってくるわけですから、そういう施錠できるような所の、そういう場所もつくってほしいなとそういうことをお願いしたいなと思いました。そういうことで抜き打ち監査に関しての報告はこれぐらいしかできませんでしたので、それはもう警察のほうで全部資料は預かっている段階でしたので、そこまで細かく監査することはできませんでしたけれども、一つの立派な帳簿整理をされていることが確認されましたので高く評価したいと思います。そういうことで、ぜひそれをよろしくお願いします。一般質問に移りたいと思います。

まず、新型コロナについて。オミクロンについてです。これはオミクロンに対して海外からの入国禁止ということで、そういう総理のほうからもなっていますけれども、基地のあるところに対して日米地位協定の中で、それは自由化されているわけですよね。それについて沖縄県は特に米軍基地がもう7割近くという自由化されているぐらいの基地、沖縄県なんですけれども、それを県として、村長は県のいろんな役員をされていますので、それをやっぱり県側から見た沖縄県の米軍の、この地位協定の自由化の、このオミクロンというのが入ってくるんじゃないかということで皆さん、それに対する心配があると思いますので、どういう形で、どういう方向で政府のほうに要望を求めていくのか。その辺をちょっとお聞かせできないですか。お願いします。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

新型コロナウイルスのオミクロン株につきましては、現在、報道等で皆様承知をしているとおりだと思いますし、私もその報道の内容でしか今分からないというのが現状でございます。沖縄県がどのような動きをしているのか、詳細につきましては私のほうではまだ実は把握をしておりません。最後に沖縄県と私、座間味村長と言うよりも、沖縄県離島振興協議会の会長、あるいは町村会の会長という立場で会議を持った最後が9月だったと思います。それ以降会議が開かれておりませんので、米軍に対する沖縄県からの考え方であったり、要望であったりということは今のところ私のほうでは事実を承知しておりませんので、改めてまた報告の機会がございましたら確認をし次第、御説明申し上げたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。この第6波が来るんじゃないかということで、オミクロンで、そのときにならないと分からないんですけれども、その6波に兼ねて、また第3回目のワクチンですね。以前、離島のほうは優先的にそれを村長の活躍で、いろいろ離島振興のあれで早めに行ったんですけれども、今回、3回目のワクチンは政府のほうでもまだはっきりは決まっていないんですけれども、それに対してどういう考えで、どういう形で、優先的にやって行きたいというような気持ちを教えていただきたいなと思うんですけど。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

詳細につきましては担当課長からまた話があろうかと思いますが、概略を述べさせていただきます。3回目のワクチン接種に関しましては、まずはワクチンがそろそろ各自治体に一定量配付されるというふうに聞

いております。座間味村においても近々に入ることになろうかと思っておりまして、まずは医療関係従事者、 座間味村の1回目、2回目も3月に医療関係従事者には接種をさせていただきましたが、12月中に、まず その方々に対しては3回目の接種を行いたいというふうに考えているところです。それ以外の1回目、2回 目を終えられた住民の方々につきましては2回目の接種の終わりが6月の始め頃でございまして、既にもう 半年がたっておりますが、今、基本的に政府は8か月という目安を持っているのが一つございます。それと 一日も早く接種をしたいところなんですが、もろもろの、コロナも含めていろいろな行事、住民健診も含め てそうなんですが、後ろにどんどんいろいろな行事的なものも含めてずれてきておりますので、12月の後 半、1月、2月の初めまでは、なかなか座間味村側の日程が取れないという実情が一つ。もう一つは、その 接種の日程を確定させたとしても医師会、地元の医師にはお願いできませんので医師会、看護協会、そして 薬剤師会の協力を得て、そういう接種チームの編成をしていただいて来てもらわないといけない。そこの調 整がまだ進んでいないというところもございまして、これは座間味村だけではなくて、ほかの離島自治体に おいても、どうしても早くても2月の初めにできるのか。あるいは2月の中旬以降にしかできないねという のが、どこの離島自治体でも実態としてはあるというふうに聞いております。村長としても、あるいは離島 振興協議会の会長としても、実は来週の火・水あたりで医師会、薬剤師会、そして看護協会に各自治体から そういう要請があった場合には、できるだけその自治体の要請に基づいた形で接種チームを編成していただ いて、派遣をしていただくように要望していく予定となっておりますので、その辺はまた私のほうでしっか りやっていきたいということでございます。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。できれば早めに受けられるような形で、皆さん期待していますので、ぜひよろしくお願いいたします。

オミクロンに対しては以上ですけれども、あと軽石問題についてです。村長はいろんな情報で活躍なさっていますので、そのネット情報とか、大臣級とも今交渉したりとか、そういうことを私も情報がいろいろ入ってきていますので、それに対して本当に活躍されているなと、私も村民としてそれは誇りに思います。本当に農林水産大臣とか、防衛大臣とか、国土交通大臣とか、総理大臣とか、いろいろこういう形で要望書とかそういうのを提出されていることを、私は物すごい大歓迎です。それに対しては本当にお疲れさまです。本当に体に気をつけて頑張ってください。これに対して軽石の問題の要望書も出していますので、それについて細かく読んでいますけれども、その軽石の問題はやっぱりいろいろ皆、村民一丸となって今片づけてやっていますけれども、それで軽石問題について今後どういう形で、どうなるだろうというような形でよろしいですから、一応お聞かせください。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

漂流・漂着軽石問題、村長としても町村会長、離島振興協議会の会長としても政府、あるいは沖縄県に要望もこれまでさせていただきました。その前に総理大臣にも実はお会いしておりますが、それは次期振計、それから次年度予算、それから税制改正ということで、町村会の会長という立場で市長会の会長、それから県知事と3人で総理大臣にもお会いしてきたときにも、一通りの要請が終わった後に軽石の問題提起を私のほうからさせていただきました。次に町村会長としては、先週になりますけれども官房長官、それから農林水産大臣、沖縄担当大臣、防衛政務官、それから国土交通副大臣等への要請活動を行っているところでござ

います。既に御承知かとは思いますが、沖縄県におきましても、政府におきましても、今回の補正予算で漂 流・漂着軽石問題に関する予算立てをしていただいております。詳細は、またこれから各担当に来る部分と 既に来ている部分があるかと思いますが、しっかりとこの予算を活用しながら、できるだけ早急にこの軽石 が撤去できるような環境をつくっていきたいと思いますが、いかんせん自然現象でございます。まだまだ漂 着するのではないかということ、あとさらに噴火をしないのかという心配もございますので、そちらも含め ていろいろなことを考えながらやっていきたいと思いますが、まずはうちの職員もそうなんですけれども、 特に阿嘉島の住民の皆さんに関しましては朝早くから軽石の撤去に御協力をいただいて、心から本当に感謝 をしたいというふうに思っております。その頑張りが無駄にならないように、私も政治の立場でも、行政の 立場でもしっかりやっていきたいというふうに思っております。これから港に漂流している部分につきまし てはしっかりとその都度撤去をさせていただいて、船の運航、あるいは漁船の出漁に影響がないように努め ていきたいというふうに思っておりますが、何分、海上に浮いている部分の軽石の撤去につきましてはなか なかその回収方法が見えないものですから、漁業をする皆様方には何かしらの補償を村、あるいは国の予算 を使って、あるいは保険を使って捻出していくことが重要だと思っておりますし、また海岸における軽石に つきましては、その撤去に対する補助金のめどもついておりますが、次々と漂着をしてくる軽石が今ありま す。それと現在はオフシーズンであるということも踏まえて、もうしばらく様子を見ながら、一気にできる ときに海岸についてはやっていきたいと。何度もやることによって、国からの補助金はあるとはいえ補助裏 の自治体負担がございますので、そういったところも考えますと今すぐやるというよりは来シーズン、ゴー ルデンウィーク、来年のシーズンに向けて、どのタイミングでビーチをきれいにしていくか。そこをしっか りと見極めながら、その活動をしていきたいというふうに考えております。詳細につきましては、また担当 のほうから説明があると思いますので、さらに突っ込んだ質問をしていただければと思います。以上です。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。本当にいろいろ政府のほうに要望をされていることですので、本当に立派だなと私は思います。やっぱりほとんどそういう外回りが多いと思いますけれども、やっぱりこれだけ活躍されているということを住民の方にも、そういうのを立派に説明してもらって、それだけ立派な成績を上げているわけですから、ですからこれは村民も理解してほしいなと、私はすごい思います。副村長も村長側でいろいろ役場を守ってくれていますので、ぜひよろしくお願いします。今のとおりに政府のほうにどんどん足を運んで、いろんな要望をされていただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと地震についてです。関東から関西、今度は九州まで来ていますよね。頻繁に続いている地震です。地震について以前にも話したんですけれども、南海トラフの地震が来たらどうしようとか、避難はどうしようとか、いろんなことをやっぱり住民もこの新聞を毎日のように、悪石島と鹿児島は沖縄県の隣です。沖縄県のすぐ隣で、そういう形でもう避難にも入っています。この悪石島から16名が奄美大島にもう避難に入っていますので、それぐらい頻繁に地震が起きているところなんですよ。それがいつかは自分たちの身にもかかってくるんじゃないかと、そういう心配が、本当にコロナからいろんなのが立て続けにやってくるということで、今度は地震ですよね。その地震もやっぱり心配の一つだと、不安の一つだと思うんですよ。村民にとって。その地震についてちょっとお伺いしたいんですけれども、当村で避難場所について、指定場所は私も一応分かりますけれども、その避難場所は何か所、今置かれていますか。指定されている避難場所です。

〇 議長(中村秀克)

暫時休憩します。

再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

ただいまの村における避難場所でございますが、座間味島につきましては7か所、阿嘉島におきましては 5か所、合計12か所の津波災害時高台の指定の場所となっております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

座間味の7か所。もう一度、お願いします。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

座間味のほうで7か所、阿嘉・慶留間におきましては5か所、合計12か所となっております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

その12か所の避難場所に備蓄品を置かれていますか。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

一時の避難場所となっております。全ての場所には災害時の避難コンテナは設置しておらず、今5個のコンテナを今我々は有しております。5か所の場所にコンテナのほうは設置している状況となっております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

全体的に5か所ですか。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

そのとおりとなっております。阿嘉・慶留間で2か所、座間味のほうで3個となっております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

その備蓄品について、それは何名の対応ができて、何日分、住民が何日間、その備蓄品で生活ができるというような、その計算も入っていますか。その辺をお伺いします。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

本村の防災計画書に基づいて我々も備蓄しておりますが、今のところ村民数の20分の1の3日分の備蓄、 食料、水の準備と、それと併せて観光客向けには観光客の8割をそろえるようにということで、そちらのほ うも令和3年、令和4年と順次備蓄を確保している状況となっております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。ちょっと少ないなと思うんですけれども、これはやっぱり賞味期限もいろいろあると思いますので、賞味期限のほうは大丈夫ですよね。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

期日につきましては、うちの防災担当が内容、コンテナのをチェックして、切れているやつは取替えした と。昨年も取替えをしましたということで報告を受けております。

〇 議長(中村秀克)

3番 垣花太郎議員。

〇 3番(垣花太郎議員)

分かりました。ぜひできれば観光シーズンに来た場合に、もう大変なことになりますので、繁忙期にですね。住民には当たらないぐらいの避難者が出てくると思いますので、できれば避難箇所に備蓄品を置けるような体制でつくってほしいなと私は思います。それで一応私の一般質問は終わりたいと思います。ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

議長(中村秀克)

これで垣花太郎議員の一般質問を終わります。

続きまして、2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

おはようございます。よろしくお願いします。一般質問をする前にちょっと感想というか、昨日、おととい、イノシシの実績報告と、それから畑のやり方というのが、皆さんが委託した方々の説明会がありました。私も2日間、顔を出したんですが、皆さん、関心を持っている割には参加者がとても少ないんですね。もちろん行政に関わっている皆さんも、担当の宮里君一人しかいない。我々委員も私しかいなかったんですけれども、もちろん阿嘉・慶留間もいますからそういうこともあるんですけれども、これだけイノシシ問題をいっぱい苦言、提言をする割には全く関心がないなと思って非常に、昨日、おととい参加したんですけれども、ぽかんとしましたけどね。その辺が、あれだけ防災放送で放送もしているのに参加者が少ない。その委託している事業者に対しては、私は非常に申し訳ないなというふうな感想を持ちましたけれども、これも意識度の問題だと思うんですけれども、確かにイノシシ問題は減っている。それからイノシシの繁殖時期、イノシシの捕獲方法、あるいは農業の駆除方法とかというのを私もある程度、昨日、おととい聞いて「なるほどな」ということもたくさんあったんですけどね。やっぱりそれは、私は農業はしていないんですが、これから先やるかどうか分からないんですけれども、やっぱりこれだけ私たちに提言、苦言を呈すからには、もっと住民が参加してほしいなと。皆さんの呼びかけももっと必要じゃないかなというふうに思いました。じゃあ本題に入ります。

皆さん9月の定例議会では村長が行政報告の中で、最後に例の公金の横領問題に関して説明等があって、

私たちもそこで多少なりの質疑応答をしました。当然、この9月の定例議会の中にも載っておりますし、村長が村民に出した詫び状の中にもたくさん書かれています。これを基本にして、今日は幾つかお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。この前の村長の説明では、とりあえずまず公金横領に関してですけれども、最終的には3,280万円と言われていますが、これを告訴して、その都度、我々委員にも内容等を説明するということをお聞きしました。もちろん裁判というのは、そんなに今日やって、あした結果が出るというものじゃなくて、もちろん長期にわたるということは当然存じています。最終的に当初は4,000万円と言われていたのが3,282万円と言われていますが、その辺は間違いないですか。まずその件から、まず一点お聞きします。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

実質、前回報告させてもらいました4,000万円、さらに今お話しさせていただいた3,200万円のこの差額につきましては、こういった監査委員、また警察、あらゆる方面から見て物的証拠があるかないか、そこで金額が確定していきますので、一概にそれが本当だったのかというのは、それは当然今から捜査していかないと分からないんですが、今の時点では外部監査等を入れて、確実にその額は、3,200万円という額は確実だろうということで、その額を確定額とさせていただいております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。若干動く可能性もあるけど大体そのくらいだろうと。村長はその当初、告訴して、それから形を見ていきますということをおっしゃいました。告訴はされたんですか。どうですか。その動きを教えてください。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

ちょっと日付は今、私の手元では持っておりませんが、弁護士を通じて刑事告訴はさせていただいております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

その内容に関して、今のところどのぐらい進捗状況か。その辺お分かりでしたら教えてください。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

告訴状を警察のほうに提出をさせていただいて、現在警察のほうでいろいろと調べているという状況だと聞いております。その中で副村長をはじめ、関係する職員に対していろいろなヒアリング等をしているというところも聞いておりますが、まだ裁判に至っているという状況ではないということです。今あらゆる調査をしている状況だということでございますが、それ以上、詳細につきましては今現在調査中でございますので、うちの職員も何人か警察から聴取をされているようですが、それについても詳細についてはお答えを差し控えたいと思っております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

じゃあ、これは今現在進捗中だというふうに捉えればよろしいわけですね。じゃあ、この件に関しては今後も成り行きを見守って、私もずっと追っていきたいと思います。

それからこれはこの前の問題とはちょっと違うけど、その後に出た482万円とも言われています使途不明というんですか、切符との誤差というんですか、その件に関してはこの金額を含め、その後の進捗状況はどのようになっていますか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

こちらに関しても前段の分に関しましては刑事告訴、後段の分に関しましては誰かという特定ができないので、被害届という形で警察に告訴状と一緒に併せて、被害届も別件で那覇警察署のほうに提出をさせていただいておりまして、那覇警察署としては、まずは聴取をしながらですが、刑事告訴のほうを先にやっているのかなというふうな感じでございます。実際に後者に関しましても色々な調べをしているというふうには聞いておりますし、行政に対していろいろな質問が来ているというのも私のほうでは承知をしております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

どっちにしても、私は冒頭に申し上げたように裁判問題というのは今日出したから、あした結果が出るという問題じゃない。長期戦だとは思うんですけれども、当然この後者の分に関しても私も友達、あるいは関係職員がいたので、何か調査はあったかと聞いたら、今のところ何もないというふうに話も聞いております。これもおいおい、私もずっとこれから先も注視していきたいと思っております。

それから12月の頭ぐらいに総合事務局の監査が入ったというふうに聞いておりますが、その総合事務局が船舶の損益に対して、例えば先ほど言った3,200万円、あるいはこの後者の482万円、そういったのも売上げの一部として計上しているのかどうか。その辺をお聞きします。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

〇 船舶·観光課長(松田 力)

まず12月1日、2日、3日、監査がありましたが、これはあくまでもその横領、不祥事があった監査ではなく、離島航路補助金の損益監査ということですので、その横領の件ではないということは御理解いただきたいと思います。その中で今お話ありましたように、数値に関してはやはり国庫補助金をもらって運営をさせてもらっているので、それはそれでちゃんと収益の監査ですから、その横領した部分に関しても実績としては計上させてもらっています。最大4,000万円、初めに報告させていただいた4,000万円の金額で報告はさせていただいております。

議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

ではこの4,000万円というのが、例えば損益に計算される場合に、その4,000万円自体が、その1年分としてやっているのか。それとも何年度は幾ら、何年度は幾ら、何年度は幾らでトータル4,000

万円というような計上でされているのか。その辺ちょっとお聞きします。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

基本的には航路損益の監査に関しては、うちの財務会計のシステムと違っていまして、10月、9月の監査となっております。それに関しては今お話がありましたように年度年度で収入を、売上を計上させていただいておりますが、村は昨年まで黒字運営で申請していますので、その辺は補助金を活用していないものですから、そこの報告はありましたけれども、そういった監査等がありませんでしたので、そこの計上はするところまでには至っていないんですが、今年度から監査が入りましたので、今年度の監査に関しては昨年の10月から今年の3月までの横領分の損益額に関しては計上させてもらっています。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

じゃあ、これは一応今のところは単年度ごとと言うよりも、まだそういう詳細が明らかじゃないというふうな捉え方でいいのかな。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長(松田 力)

この不祥事が発覚したのが、平成28年4月から令和3年3月31日までとなっております。今回の監査におきましては令和2年10月から令和3年9月までの実績ですので、その不祥事のあったこの期間としましては、昨年の10月から3月分までの、その横領した額は反映させていただいております。

議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。それで当然、この分も今後消費税として支払われると思うんですけれども、この消費税、 もう原資もないし、今後のこの支払いの方法としてはどのように考えているのか。そこまでちょっと教えて ください。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

原資という喜文議員のお話がちょっと、後で細く聞きたいなと思っていますが、基本的には私たちもこの不祥事が発覚して、税の時効は5年であるものですから、すぐ北那覇税務署のほうには相談させてもらっています。その中で、今とりあえず令和2年度に関しては今年の9月30日までが消費税の報告期限でしたので、そこはしっかりとその不祥事のあった分も含めて報告させていただいております。残りの令和元年度から平成28年度分に関しては、今その修正申告の手続を行っているところではあります。以上です。

議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。ただ、後々消費税問題、いろいろと最近も出てきていますけれども、これが後々また問題 にならないかなというのを私はとても気にしているもので、今お聞きしているんですね。分かりました。こ れは当然、我々には皆さんに対しての人事権はありません。ところが村長がこの監督責任不行き届、そういった面で関わった職員の処遇等も考えていますということを述べられました。私も毎日じゃないんですけれども、役場によく来るんですけれども、ある一人の職員が、今こっちにもいますけれども、降格というか、あるいは異動というか、せっかくこの二、三年前に観光課長と産業振興課長を兼任された。今回は総務課長と福祉課長を兼任されたと。こういうことは結局村民が被害を被るんですね。今、どの課長も忙しいのはよく分かります。コロナのワクチンの問題、これから住民健診、いろんなことを含めて、あるいは総務課にしても税の問題、いろんな福利厚生、それから裁判等で出頭したりいろいろ、やっていることはそばから見たり聞いたりして、十分肌で感じて分かっております。ただ、せっかく皆さんがこういう課長職の機動体制をつくったのに、ある一人だけがそういう形で今、言葉は悪いんですけど処遇されているというふうにしか私は見えないんですね。村民からしても。残りの関わった職員に関しての処遇も考えているということもあったんですけれども、村長、その辺は今どのようなお考えですか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

今回の事件を受けて人事異動を行ったというのは、喜文議員がおっしゃったとおり事実でございます。そ の中で一番大きかったのは、総務課長と住民課長を兼任させてしまったということも含めて、職員に苦労を させてしまっているというのも現実としてございまして、行政を預かる者として本当に心苦しいところでご ざいますが、ただ、今回1人の職員を異動させたのは、この事件を受けて懲戒的な形での異動ではなくて、 事件を起こした職員が欠けた部分、非常に大きなポジションにいましたので、その職員のポジションを埋め るためには、どうしてもそこに職員を充てないといけない。いろいろなことを考えさせていただきましたが、 その中で課長職の職員を、もちろん課長職と同等の職であるんですが、その職を異動させて穴を埋めるとい いますか、そういったことをさせていただいております。ですので、今回の課長が1人異動になった件に関 しては、これに対する懲罰的な異動ではないということはしっかりと申し述べさせていただきたいと思いま す。9月の議会でもお話をさせていただきましたし、先ほども答弁をさせていただきましたが、まだ警察の ところで調査中でございまして、裁判もこれは私たちが関わるものではなくて、検察と当事者との刑事事件 ですから裁判になります。私たちはあくまでもその告発をしただけでございますので、その次に民事裁判と いう形になってこようかと思っていますが、ある程度で刑事告訴をして、その全容が明らかになった時点で 当該該当する議員がいたのかどうか。あるいは関わったのかどうか。監督責任があったのかどうか。そう いったものを総合的に勘案して、座間味村の懲戒処分の条例に基づいて調査、審議をしていただくというの がこれからの流れとなっております。ですので、先ほども話したとおり先ほどの人事異動に関しましては、 懲罰的な人事ではないというのはぜひとも御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

じゃあ残りの関係した職員等に関しては、それはどういう考えをお持ちなんですか。

議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

先ほど話をさせていただいたとおり、まずは全容をある程度解明された後に、そのときに担当していた上 司がいるのか。あるいは、それ以外にも関わった職員がいるのかというのが分かってきますので、それを踏 まえて懲戒の委員会に諮問をするということになります。何度も申し上げて申し訳ございませんが、先ほどの課長の人事異動に関しましては懲罰的なものではない、懲戒的なものではないというのはぜひ御理解いただきたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

この件は冒頭に申し上げたように、何回も言うように、すぐ今日、明日に解決する問題じゃないと思うんですけれども、人間はややもすれば75日過ぎれば忘れるとか、75日すれば喉元過ぎるということでありますが、これが風化しては困るので、これが本当に回収ができるのかどうかというのも含めて、今後いろいろ見守ってきます。皆さんは当事者、これは痛手を被っているのは皆さんだけじゃなく、村民も当然環境税やら、いろいろ税等含めて、村民も不利益を被っているわけですから皆さんもこれは関心あると思いますので、私はこの件に関しては何回も申し上げるように今後注視してまいります。じゃあ一応その件に関しては終わります。

続いて裁判について、裁判の言葉は難しい。裁判を起こすのを控訴と言うのか、起こされたことを訴訟と言うのか、言葉がよく分からないんですけれども、本村で今裁判を起こしているもの、告訴されているもの、あるいは起こされているもの、トータル的に何件ありますか。まず、その件数から教えてください。

〇 議長(中村秀克)

宫平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

現在、控訴関係においては2件でございます。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

控訴というのは、要するにこっち側が訴えているものですか。訴えられているものですか。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

いわゆる原告と被告というのがございます。我々原告が1件、被告が1件。いわゆる訴えが1件、訴えられたが1件の2件となっております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

これもはっきり言って税金です。よく補正とか、当初予算でももちろんあるんですけれども、ここ何回かの補正の中で弁護士料、裁判費用とかいうのがよく上がってきます。今2件と聞きましたけれども、もし分かれば、我々議員としてもある程度その詳細を知る権利はあると思うんですよ。今どういうことを訴えられている。どういうことを訴えていると。差し支えなければ、それを教えていただけないですか。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

1件は原告として原告として我々が訴えたのは、10月の去る臨時議会で訴えの提起ということで土地関

係の件でのものです。もう1件に関しては民事で訴えられました。この件については、この場ですので内容 については差し控えさせていただきます。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番 (宮平喜文議員)

じゃあ今この訴えられても差し控えるというのは、我々に何か文書等で後でお配りできるとか、そういう 詳細もできるんですか。

〇 議長(中村秀克)

宮平真由美副村長。

〇 副村長(宮平真由美)

先ほどから総務課長が申しておりますが、内容に関しては公表できるものではございません。全協の際に 前もって御説明をさせていただいたと思います。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番 (宮平喜文議員)

分かりました。九百三、四十名の人口で2件と、私が思ったよりは少ないなと思って、今逆に安心はしておりますけれども、もしかしたら四、五件ぐらいあるんじゃないかなとか、でもこの前では阿佐の道路とかそういうこともあったし、自分なりにあれもある、これもあるというようなことを含めて、本当にこの九百三、四十名の自治体で裁判が何件あるのかなと。これも皆さん相当、裁判問題で本村から沖縄本島へ行く、それも相当の浪費ですから、ほかの事業にも差し支えますし、そういった面からしてとても気になったもので、今回これを上げてみました。じゃあ、それは大体分かりました。

では次は、新型コロナ感染症についてです。先ほど太郎議員からもオミクロン株の話、いろいろありまし たが、私が聞こうとしているのは、私は2回目が終わったのが6月5日です。先ほど村長からも説明があり ましたように、既に村民大多数がもう半年は当然過ぎています。私も昨日、おとといと国会の予算委員会を ずっと朝から晩まで暇なときはずっとテレビを見ていたんですが、総理大臣はもう6か月になってももうい いというぐらいのことでやっていましたけれども、先ほどの村長の説明によると、本村は割かし早めに取り 組んで、それも船が欠航しなければ、さらに2か月前ぐらいにはもう、今私は2回目が終わったのが6月5 日ですけれども、本来なら5月15日ぐらいには終わっていたということであるんですけれども、もちろん その優先順位、ワクチンの提供もあります。そういったことも含めて、やっぱりそのオミクロン株が、今、 一部で言われているように子どもには感染力が強い、あるいは重症化しないとか言いますけれども、昨日、 おとといですか、イギリスで1人だけ死亡者が出たという、決して甘く見ちゃいかんよというようなことも 今盛んに報道されていますが、この3回目のワクチンが、先ほど村長の話で2月ぐらいじゃないかというこ とであったのですが、じゃあ座間味村は前回はファイザー社だったと思います。今回はファイザー社なのか。 それとももう一つのモデルナ製かな、それを含めてどのワクチンを導入して、本当に何月何日ぐらいから予 定しているのか。もちろん補正等でワクチンをやるというのはもう分かっています。補正で十分上がってい ましたから、当然やるんだなということはもちろん承知しておりますが、最終的にモデルナ社なのか、ファ イザー社なのか、あるいはもう一度、最終的に日程が大体このぐらいになるんじゃないかなということも含 めてお聞きします。

〇 議長(中村秀克)

暫時休憩します。

休 憩 再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

宮平壮一郎住民課長。

〇 住民課長(宮平壮一郎)

ただいまの御質問ですが、本村におきましてはファイザー製のワクチンを入荷予定となっております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。先ほど2月ぐらいと村長はおっしゃっていましたけれども、その2月ぐらいでよろしいんですか。

〇 議長(中村秀克)

宮平壮一郎住民課長。

〇 住民課長(宮平壮一郎)

現時点では接種後、8か月の間隔を空けてということでなっておりますので、現時点はやっぱり2月前後になるのかなと見込んでおります。以上です。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。ちょっと話はそれますけれども、住民健診ももう一年以上やっていません。去年の10月 にやって、今年もその予定だったんですけれども、今1月の12日、13日だったかな、成人式の翌日から 2日間予定されていますけれども、ちょっと話は飛びますけれども、じゃあ今年1月に住民健診をします。 また10月に住民健診をします。村民の暮らしと命を守るというのは、村の一番の重要な役割です。今まで いろんなことがありますけどね。我々は過去、二十四、五年前までは4月、5月、6月ぐらいまでに住民健 診を終わっていたんですけれども、これがもうだんだんだんだん後にずれていって、当然受託しているその 保健協会とか、もちろん座間味村だけじゃなく、どこかの自治体もあります。どこかの企業もあります。な ぜだんだんだんだんずれていったのかということをちょっと追い詰めると、船のドック等があって、健診車 両、レントゲン車両が阿嘉側に持っていくときとの、台船が置かれた場合の調整がいかないんだとかいろん なことを聞いていますけれども、でもやっぱり村民の暮らしと命は一番大事ですから、これも一つの、そう いったら大変失礼な言い方ですが営業力、その保健協会に対して、やっぱりかつては保健協会の委員長も座 間味の人だったし、今は違うんですけれども、その辺も含めてもう少し住民に寄り添った、そういった健診。 だって来年は、年度は違うにしても1月にやって、また10月にもやるという。ところが去年の10月から 今年の今まで、12月まで1年以上もやっていない。例えば国の話ですけれども、がん患者が6万人も今年 はがんと言われて、宣告されても病院に行けないんですよ。なぜかというと、コロナがあるからと。ところ が座間味村は、お互いはしょっちゅう那覇へ出るから内視鏡をしたり、胃カメラをしたり、歯医者へ行った りしてよくやっていますけれども、そうじゃない一般の住民は住民健診でもって再検査、要検査とかいろん なことを含めて、これを当てにしている人もいるんですよ。だからちょっと今回の質問に載っていないんで すけれども、たまたま今ワクチン系統も含めての話でやっていますけれども、それももう少し前向きに検討 してほしいなというふうに思います。村長、これどんなですか。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長(宮里 哲)

確かに現実として今年度の住民健診、職場健診に関しては年明けになることになりました。まず10月に やるということはいろいろな経緯がございますが、例えばフェリーを就航させるに当たって、ドックの期間 をいろいろと専門委員会の皆さんをつくって、いつ頃フェリーの場合はドックを入れた方がいいのか。ある いは高速船の一般のドック、生活ドックはいつ頃やったほうがいいのかというのは多くの意見を聞かせてい ただく中で、フェリーに関しましては4月の早い時期にドックを入れてほしいという意見を踏まえてそう いった形になっているのが一つと、あとはそれだけではないんですが、いろいろな状況を踏まえながら、あ るいは健康福祉財団の年間スケジュール等も勘案して、毎年10月を中心に住民健診を行うということを決 定したのは今年だけの話ではなくて、ここ数年の流れでございます。そういった状況の中で天候不良であっ たり、去年、今年に関してはコロナ、特に今年は天候不良で日程を変更せざるを得なかった。確かに政治力 を使ってという話もございますが、この団体は1団体しかなくて、年間計画が決まっている状況の中で、 じゃあ1週間ずらしますかというのも簡単にできる仕事ではございません。基本的には、私たちは毎年10 月を中心にということでやっておりますので、次年度以降も基本は10月にやるということを前提に仕事を させていただきます。今回は本当にあの船が運航できなかったというのは自然現象ではあるとはいえ、定期 的に一年きっかりで受検ができなかったということに対しては大変申し訳なく思っておりますが、これから も定期的に、まず10月にしっかりと住民健診が行えるように日程調整をさせていただきながら、もちろん 私も住民の健康が一番だと考えておりますので、そこはしっかりと配慮をさせていただきながら、時には私 の政治力が使えるものでしたらしっかりと活用させていただきながら、住民の健康づくりに資する活動をさ せていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

じゃあ、この件はよろしくお願いします。

それからもう一度コロナ、昨日、おとといと、もちろん国会ですよ。しょっちゅう騒がれていますけれども、本村の18歳未満の10万円の給付金に対して、私はもちろん職員の手間暇からすると、一括10万円の交付金がよろしいんじゃないかなと思っているんですけれども、本村の取組、考え方をちょっとお聞かせください。

〇 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

今回の給付金、現金5万円、クーポン券というのが最初でしたけれども、これは実は申し訳ございません。 コロナ対策ではなくて、子育て支援的な発想でございます。現政権の大きな公約の一つだったんですが、紆余曲折ございましたが、昨日の総理の発言の中で、年度ではなくて年内、現金一括一律給付でも構わないという見解がなされております。私どもといたしましては事務の煩雑さ、煩雑にならないようなことも含めて、年内に10万円の給付をできるように今事務体制を整えているところですが、何分、国、県からまだちゃんとした通達が来ておりませんので、後ほど審議をしていただきますが、今回の補正予算では5万円の給付の金額で補正予算を計上させていただいております。それと政府、あるいは県からしっかりと通達が来た場合には、年内で10万円一律給付ができるような仕組みをつくりたいと考えております。これに関しましては 急を要することでございますので、議員の先生方の御理解をいただいて、専決処分で残りの5万円の分を専決させていただいて、できるだけ年内、24日か27日に一律で10万円を給付させていただきたいというふうに考えております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

じゃあ年内に10万円給付ということでの本村のお決まりというふうに理解してよろしいわけですね。分かりました。これはよろしくお願いいたします。

先ほどもありましたが、続いて軽石問題。私もこの1か月間、うち3回ぐらい、昨日もトウマ、大浜、阿佐ユヒナ、チシ、古座間味、阿佐港、阿真とか見てきました。さすがに二夕には下りきれませんでしたけれども、それ以外は全部見てきました。トウマも日増しに相当増えています。大浜はそうでもないけど、阿佐ユヒナももちろんこの写真の中にも結構出ていますけれども増えています。それから、今先ほども説明があったようにシーズンオフではあるんですけど古座間味、古座間味も皆さんタチジャンって言ったら分かるかな。ちょうどサンゴがある手前、要するにビーチで泳がすところの一番西側のほう、岸寄り、あそこはもう相当固まっています。阿佐も阿佐港も見ましたけれども、阿佐港はきんちゃんのおうちの前の角、あそこに相当積み上げられています。ところが港内は、さほどなかったです。昨日の1時、2時時点でですよ。だけどチシは岸壁も波打ち際も、それから沖も帯状でありました。阿佐ユヒナも。それから含めて、この前の臨時議会では、村の補正ではまだ国、県の指針がはっきり出ていないので、今のところは触らないでくださいと。当然阿嘉港に対しての漁港、港湾に関しては、もちろん船の出入港もありますし、阿嘉区民の皆さん、阿嘉職員の皆さんが何回か撤去作業をされたということもお聞きしておりますが、ある程度国、県の方針が出た段階で、これから先本村は、この軽石問題はどのような形で処理していこうかということをお聞かせください。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

お答えします。軽石につきましては漂着箇所が多いために、県の担当部署も違います。座間味村においても担当部署を分けております。産業振興課で海岸と漁協関係、船舶・観光課のほうで港湾関係、総務課、阿嘉出張所のほうで阿嘉漁港を担当しております。今御質問に対して、海岸について御説明していきたいと思います。海岸につきましては除去の申請をすれば、沖縄県の海岸ですので沖縄県が全て除去していくという方針ではあるんですが、これだけ軽石があります。沖縄県に申請しても、その軽石の除去まで数年かかるということで、沖縄県からは各市町村で環境省の海岸漂着物対策推進事業を活用してほしいとの回答がありました。この事業は軽石除去のための費用の9割補助、残り1割、単費の何割かは特別交付税措置を行うということであります。算定根拠につきましても各自治体に任せるという回答がありましたが、ほかの自治体と算定根拠をしっかり検討して沖縄県と協議し、算定根拠をしっかり示して実施していきたいと思います。時期に関しては、先ほど村長からもありましたとおり次期観光シーズンまでにその辺の検討をしていきたいと考えております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

分かりました。これはもちろん、先ほど村長からあったように本当にいつまで流れつくのか。もちろん先

も見えない。今片づけたから、また観光シーズンに押し寄せることになると、作業時期も確かに難しい。撤去時期も非常に難しい。そういう中で、もちろんタイミングを図りながら、もちろん予算との絡みも含めながらとは思うんですが、昨日、阿佐に行った際に、ある養殖をしている人が「ワッターミーバイ、10匹ぐらい死んでいるやっさー」というような話があって、やっぱりそういう面で漁業者に対しても何らかの影響は出ています。その辺も含めて、やっぱり来るべきタイミングを見て、当然うちの事業でできる分、あるいはまたボランティアでできる分も含めて、本当にこれも本村の観光の一つの資源でもあります。そういう面からして真剣に取り組んで、一緒にやっていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

あとは要望事項ですけれども、とりあえずこれもご意見をお聞かせください。東側のバース、船揚場の立派な船台ができています。ところがレール、それから中間にある滑車、ステンレスの輪っかをつけている滑車等が大型船によると、この滑車も動くと。地上からですね。これも含めてレールも交換をしてほしいと。当然船も大型化してきて、次々いろいろドックしたり、修理したりしてやっていますが、このレール交換について皆さんどういうお考えか。もしよければ御意見をお聞かせください。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

O 船舶・観光課長(松田 力)

船揚場のレールに関しては経年劣化等で段差が生じているのを確認しておりますので、修繕を検討してい きたいと考えております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番 (宮平喜文議員)

ぜひ船も大型化しています。そういう面では、誰がそういう災いになるか分かりません。やっぱりリモコンを使っていてワイヤーが飛んできたら大変なことになりますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと1点は、マリリンの像のそばにあずまやを造ったらどうかという話が、私のところに四、五人の方が来まして言いました。なぜかというと、私も宮古には10年ぐらい、八重山にはもう20年ぐらい行っていないんですが、我々の友達が宮古・八重山へ旅行、あるいはプライベートで行くと、各観光地、各岬にはそういった展望所があって、非常にすばらしかったと。例えば、もちろん向こうは海岸で夕日を見たりいろいろやるんですが、時と場合によっては夕立もあります。座間味はあずまやも全然ないものですから、どうかなという話が来たもので、これはいい話じゃないかということで取り上げさせていただきました。ところが、担当からは、ここにはスポットライトか何かを照らしたいというような話もあるよと。これは阿真区の平成22年の自治会の要望事項ではあったんですけれども、今から十何年か前の要望事項ではあったんですが、そうすると空のほうがどうなるかと。要するに星空、闇夜の星空がスポットライトによって少し薄れるんじゃないかということも懸念されるんじゃないかということも申し上げたんですけどね。この件に関してどのようなことを、もし考えをお持ちかどうか、ちょっとお願いできますか。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

今、喜文議員から提案のありました、このあずまやの提案については、提案ありがとうございます。この場所については、喜文議員もおっしゃっていましたが皆さんが星を見たり、夕日を見たり、単純に海を見たりするスポットとして馴染んでいる場所とは認識しております。喜文議員の提案のあずまやだけがいいのか。また少し上げてデッキをつけて、いろんな観光を見るスペースがいいのか。単純に全然触らないほうがいい

よという方もいらっしゃると思います。そういうのも含めて住民の意見を聞いて検討していきたいと思って おります。今言われていたスポットライトではなくて、フットライトですね。足元のフットライトの計画に つきましては、阿真区からは夜暗くなるということで大変危険であるということから設置の要望があります。 星が見えなくなるとかという話もありますけれども、様々な意見はあるとは思いますが、防犯上の観点から 必要であれば設置方法についても検討していきたいと考えております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

これはあくまでも要望ですから、当然今課長がおっしゃられたように皆さんの意見を聞いて、どっちがいいかということも含めて、それは大いに検討する余地はあると。私は、ぜひ造ってくれということじゃなくて、やっぱりそれは皆さんの意見も聞きながら、そういうことも含めて検討していただきたいなという要望ではございます。じゃあ、これで私の質問を終わります。

〇 議長(中村秀克)

これで宮平喜文議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

続きまして、5番 中村 勇議員。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

午前中、午前というか最後になりましたけれども、3名の議員からコロナの問題とか、軽石の漂着の問題とか、大変お疲れさまでございました。私のほうからは1件だけ、慶留間港波除堤の整備についてということで質問したいと思います。現在、船揚場付近においてですが、風が強いときなどに波が寄せて繰り返しの状態で砂がたまっていて、船の乗揚げなどに支障に来している状況にあります。早めに現場調査を行い、県側に要望してほしいということで伺っていますが、この写真でも分かりますように砂、砂利がたまり、このような状況になっていて、年に何回かユンボなどでしゅんせつを行っているとのことであります。私が提案として要望するのは、写真で見ると西側の方向に、そこのスロープ付近にテトラなどを設置し対策することにより現状を防ぐことができると考えますが、いかがでしょうか。

議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

まず波除堤につきましては以前から沖縄県のほうに要望事項として出してもらって、事業も採択されて、 実施設計までは終わっております。今、それからやはり工事のほうがずっと不落続きで入札まで至っていな いとありますが、そのときの住民説明会のときにもありましたが、その波除堤を整備したからといって砂が上がってこないという根拠は県のほうもないと言っていますので、またその波除堤とは別で、波除堤ができた後にでも、また砂がたまるようなことがあるんでしたら、その辺はまたしっかりと対応できたらなと思っております。まずは今波除堤が早めに、うちらも早期にできるように県のほうにお願いしていきますので、それができて、それでも砂がたまるという、影響が出てくるんでしたら、また新たに要望していきたいと思いますので、御理解頂きたいと思います。

〇 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

課長からいい形でお話を聞きましたけれども、やはりこれまでの現状としての、この船揚場とか、写真にもありますようにこのような状況というのは本当に住民からの意見でもありまして、去年のちょうど12月にも私はこれを質問しています。その中で沖縄県の考えによって、現場調査もしているとのことでありました。だけど今、先ほどもあったけどいい形でできているということを聞きましたので、これは本当に今後のこの現場の実情も含めて、ひとつ再度またこのような形が、去年の話をした桟橋側のところも、去年の写真はないのかな。これも含めて、併せて整備ができればと私は思いますけれども、いかがですか。

〇 議長(中村秀克)

松田力船舶·観光課長。

〇 船舶・観光課長(松田 力)

これは前回の議会でもお話しさせていただきましたが、この今、勇議員から資料をいただきました写真の 溝とかは、これは今別途で沖縄県のほうには修繕箇所の依頼ということで依頼はさせてもらっています。だ からそれを踏まえて、また今の話のこの溝の修繕と、また今の砂の話は、また砂がたまるやつに関しては、 その波除堤ができてから様子を見ながら、それでもたまるようでしたらまた再度依頼していき、今のそこの 部分、この写真にあります溝の部分に関しては、これは今依頼しておりますので、この辺もなるべく早急に 実現できるように沖縄県と調整していけたらなと思っております。

〇 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

分かりました。このような状況であるということも、私も現場見ていますので、今後早急に沖縄県にも陳 情要望して整備ができるようにお願いをしたいと思います。このように優先順位をつけて、できてきている ということで話を聞いていますので、私もこれ以上は質問できないと思います。短い時間で、質問ではあり ましたけれども、ひとつ要望がかなうようにお願いしたいと思います。それで以上、私の質問を終わりたい と思いますが、来年も皆さんにとっていい年でありますように、今年はまたひとつお世話になりました。あ りがとうございました。終わります。

〇 議長(中村秀克)

これで一般質問を終わります。

午後は1時30分からの再開となります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

これから午後の会議を開きます。

日程第6. 議案第68号 専決処分の承認について(令和3年度座間味村一般会計補正予算(第9号)) から、議案第80号 工事請負契約(阿嘉小中学校校舎改築工事)についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

〇 村長 (宮里 哲)

よろしくお願いいたします。それでは説明させていただきますが、その詳細につきましては先週行われた 全員協議会の中で説明をさせていただいておりますので、細かい説明は省略をさせていただきます。

議案第68号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年12月15日提出 座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第32号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度座間味村一般会計補正予算第9号(別紙)

【専決処分理由】

阿嘉小中学校校舎改築工事において単価の見直し等を行ったところ、見直しに不測の期間を要した。適正な工期を確保するため、速やかに当該工事を行うための予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和3年11月17日 座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算(第9号)

令和3年度座間味村一般会計の補正予算(第9号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ1,944,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年11月17日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 村	債		183, 603	14, 000	197, 603
		1 村 債	183, 603	14, 000	197, 603
	歳 入	合 計	1, 930, 900	14, 000	1, 944, 900

歳 出 (単位:千円)

	款			項			補正前の額	補 正 額	計
10 教	育	費					354, 107	14, 000	368, 107
			2 小	、 学	校	費	128, 202	14, 000	142, 202
	歳	出	合	計			1, 930, 900	14, 000	1, 944, 900

第2表 債務負担行為補正

単位:千円

事項	補工	E 前	補 正 後				
	期間	限度額	期間	限度額			
阿嘉小中学校校舎改築工事	令和3年度~ 令和4年度	269, 804	令和3年度~ 令和4年度	315, 974			

第3表 地 方 債 補 正

単位:千円

お焦の日的		限度額		お焦の七光	利率	償還の方法	
起債の目的	補正前の額	補正額	計	起債の方法	利率	貝座の万石	
				(借入方法)	年6%以	償還期間は、措	
過疎対策債	63, 300	14,000	77, 300	証書借入又は	内(ただ	置期間を含め30	
(阿嘉小中学校				証券発行によ	し、利率	年以内とする。	
校舎改築)				る。	見直し方	償還方法は、元	
DV 11 945/K/					式で借り	利均等、元金均	
				(借入時期)	入れる資	等等による。	
				令和3年度。	金につい	ただし、財政の	
				(ただし、事	て、利率	都合により、措	
				業その他の都	の見直し	置期間中であっ	
				合により、そ	を行った	ても繰上償還、	
				の一部又は全	後におい	償還年限を変更	
				部を後年度に	ては、当	し、又は借り換	
				繰り延べて起	該見直し	えることができ	
				債することが	後の利	る。	
				できる)	率)		
計	63, 300	14, 000	77, 300				

議案第69号

令和3年度座間味村一般会計補正予算(第10号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算(第10号)

令和3年度座間味村一般会計の補正予算(第10号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200,556千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ2,145,456千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和3年12月15日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

		7	款			項						補正前の額	補	正額	計
9	地	方	交	付	税							850, 000		183, 094	1, 033, 094
						1	地	方	交	付	税	850, 000		183, 094	1, 033, 094
11	使月	用料	及び	手数	女料							68, 335		△1, 380	66, 955
						1	使		用		料	61, 656		△1, 380	60, 276
12	玉	庫	支	出	金							151, 969		16, 440	168, 409
						1	玉	庫	負	担	金	33, 273		1, 400	34, 673
						2	玉	庫	補	助	金	117, 284		15, 040	132, 324
13	県	支		出	金							311, 065		457	311, 522
						2	県	補	•	助	金	266, 933		457	267, 390
18	諸		収		入							11, 066		1, 945	13, 011
						4	雑				入	10, 802		1, 945	12, 747
			景	芨	入	合		計				1, 944, 900		200, 556	2, 145, 456

歳 出 (単位:千円)

		款				Į	頁			補正前の額	補	正	額	計
1	議	会	費							34, 834		Ζ	7333	34, 501
				1	議		会		費	34, 834		Ζ	7333	34, 501
2	総	務	費							428, 045		148	, 424	576, 469
				1	総	務	管	理	費	388, 210		148	, 325	536, 535
				4	選		挙		費	4, 879			99	4, 978
3	民	生	費							157, 665		12	, 949	170, 614
				1	社	会	福	祉	費	126, 621			133	126, 754
				2	児	童	福	祉	費	31, 015		12	, 816	43, 831
4	衛	生	費							294, 850		22	, 344	317, 194
				1	保	健	衛	生	費	124, 269		20	, 044	144, 313
				2	清		掃		費	170, 581		2	, 300	172, 881

		款	Ž.					項	Į			補正前の額	補	正名	頁	計
6	農	林	水	産	費							51, 156		4, 5	29	55, 685
						1	農		業		費	18, 992		2, 1	29	21, 121
						3	水	産		業	費	12, 406		2, 4	00	14, 806
7	商		エ		費							165, 892		△5, 4	76	160, 416
						1	商		エ		費	165, 892		△5, 4	76	160, 416
8	土		木		費							268, 550		12, 6	36	281, 186
						1	土	木	管	珥	費	23, 464		2, 2	20	25, 684
						2	道	路 橋	り	ょ	う費	47, 429		3	79	47, 808
						3	河		Ш		費	3, 697		1, 1	88	4, 885
						4	港		湾		費	106, 902		2	92	107, 194
						5	下	水		道	費	48, 957		8, 0	00	56, 957
						6	住		宅		費	14, 530		5	57	15, 087
9	消		防		費							40, 002		2, 3	47	42, 349
						1	消		防		費	40, 002		2, 3	47	42, 349
10	教		育		費							368, 107		3, 1	36	371, 243
						1	教	育	総	矜	費	124, 918		1, 6	15	126, 533
						2	小	学		校	費	142, 202		3, 3	91	145, 593
						3	中	学		校	費	17, 671		$\triangle 1, 4$	88	16, 183
						4	幼	稚		園	費	33, 556		$\triangle 1$	62	33, 394
						5	社	会	教	育	費	21, 719		$\triangle 2$	20	21, 499
13	諸	支	ļ	出	金							4, 712			0	4, 712
						2	公	営	企	業	費	4, 712			0	4, 712
			蒝	Ē.	出	合		計				1, 944, 900		200, 5	56	2, 145, 456

第2表 繰 越 明 許 費 補 正

	款	項	事 業 名	金 額
2	総務費			
		1 総務管理費	中長期財政計画策定支援業務	2,750 千円
	合	計		2,750 千円

議案第70号

令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第4号)

令和3年度座間味村航路事業特別会計の補正予算(第4号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,441千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ765,114千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

		款						ij	頁			補正前の額	補	正	額	計
1	事	業		収	入							540, 968	Δ	\110,	881	430, 087
						1	運	航	,	収	入	532, 509	Δ	\107 ,	424	425, 085
						2	営	業		収	益	7, 599		△3,	457	4, 142
5	基	金	繰	入	金							36, 220		27,	322	63, 542
						1	基	金	繰	入	金	36, 220		27,	322	63, 542
6	村				債							97, 000		105,	000	202, 000
						1	村				債	97, 000		105,	000	202, 000
			景	轰	入	合		計			·	743, 673		21,	441	765, 114

歳 出 (単位:千円)

		款			項							補正前の額	補	正	額	計
1	運	航	費	用								442, 069		16	, 416	458, 485
					1	旅		2	字		費	2, 880			7	2, 887
					5	燃	料	潤	滑	油	費	168, 463		16	, 409	184, 872
2	営	業	費	用								174, 739		5	, 025	179, 764
					4	航	路	付属	禹 施	設	費	4, 536			436	4, 972
					5	店					費	96, 119		4	, 589	100, 708
			歳	出	合		計					743, 673		21	, 441	765, 114

第2表 地 方 債 補 正

単位:千円

起債の目的		限度額		起債の方法	利率	償還の方法
延復の日的	補正前の額	補正額	計	地限の万法	利 学	頂塚の万伝
				(借入方法)	年6%以	償還期間は、措
特別減収対策企業債	97,000	105, 000	202,000	証書借入又は	内(ただ	置期間を含め30
				証券発行によ	し、利率	年以内とする。
				る。	見直し方	償還方法は、元
					式で借り	利均等、元金均
				(借入時期)	入れる資	等等による。
				令和3年度。	金につい	ただし、財政の
				(ただし、事	て、利率	都合により、措
				業その他の都	の見直し	置期間中であっ
				合により、そ	を行った	ても繰上償還、
				の一部又は全	後におい	償還年限を変更
				部を後年度に	ては、当	し、又は借り換
				繰り延べて起	該見直し	えることができ
				債することが	後の利	る。
				できる)	率)	
計	97, 000	105, 000	202, 000			

議案第71号

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算(第5号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,519千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ241,664千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

		款				項		補正前の額	補 正 額	計
3	繰	入	金					78, 466	15, 519	93, 985
				1	繰	入	金	78, 466	15, 519	93, 985
8	村		債					39, 600	19, 000	58, 600
				1	村		債	39, 600	19, 000	58, 600
		歳	入	合	計			207, 145	34, 519	241, 664

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額 補 正 額	計
1 簡易水道事業費		154, 469 34, 519	188, 988
	1 営 業 費	154, 469 34, 519	188, 988
歳出	合 計	207, 145 34, 519	241, 664

第2表 地 方 債 補 正

単位:千円

起債の目的		限度額		起債の方法	利率	償還の方法
延復の日的	補正前の額	補正額	計	世頃の万伝	利 学	頂塚の万伝
				(借入方法)	年6%以	償還期間は、措
公営企業債(簡水)	15, 500	27, 600	43, 100	証書借入又は	内(ただ	置期間を含め30
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	Ź	,	証券発行によ	し、利率	年以内とする。
				る。	見直し方	償還方法は、元
					式で借り	利均等、元金均
				(借入時期)	入れる資	等等による。
				令和3年度。	金につい	ただし、財政の
				(ただし、事	て、利率	都合により、措
				業その他の都	の見直し	置期間中であっ
ハ光ケ米ケシスロは	0.000	A 0. 000	0	合により、そ	を行った	ても繰上償還、
公営企業会計適用債	8,600	$\triangle 8,600$	0	の一部又は全	後におい	償還年限を変更
				部を後年度に	ては、当	し、又は借り換
				繰り延べて起	該見直し	えることができ
				債することが	後の利	る。
				できる)	率)	
計	24, 100	19,000	43, 100			

議案第72号

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第4号)

令和3年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算(第4号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ109,677千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

		草	敦			項						補正前の額	補	正	額	計
2	下	水	道	収	入							9, 913			111	10, 024
						1	下	水	道	収	入	9, 913			111	10, 024
4	繰		入		金							48, 957		8	, 000	56, 957
						1	繰		入		金	48, 957		8	, 000	56, 957
6	村				債							24, 800		△8	, 000	16, 800
						1	村				債	24, 800		△8	, 000	16, 800
			加加	支	入	合		計				109, 566			111	109, 677

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		87, 105	111	87, 216
	1 下水道事業費	87, 105	111	87, 216
歳出	合計	109, 566	111	109, 677

第2表 地 方 債 補 正

単位:千円

お住の日始		限度額			お使の七汁	40 歩	借当の七汁
起債の目的	補正前の額	補正額	計		起債の方法	利率	償還の方法
					(借入方法)	年6%以	償還期間は、措
公営企業会計適用債	8,000	△8,000		0	証書借入又は	内(ただ	置期間を含め30
	,,,,,,,				証券発行によ	し、利率	年以内とする。
					る。	見直し方	償還方法は、元
						式で借り	利均等、元金均
					(借入時期)	入れる資	等等による。
					令和3年度。	金につい	ただし、財政の
					(ただし、事	て、利率	都合により、措
					業その他の都	の見直し	置期間中であっ
					合により、そ	を行った	ても繰上償還、
					の一部又は全	後におい	償還年限を変更
					部を後年度に	ては、当	し、又は借り換
					繰り延べて起	該見直し	えることができ
					債することが	後の利	る。
					できる)	率)	
計	8,000	△8, 000		0			

議案第73号

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額をそれぞれ14,777千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

(単位:千円)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

		款				項		補正前の額	補 正 額	計
5	繰	入	金					8, 473	2, 400	10, 873
				1	繰	入	金	8, 473	2, 400	10, 873
7	村		債					2, 400	△2, 400	0
				1	村		債	2, 400	△2, 400	0
		歳	入	合	計			14, 777	0	14, 777

歳 出 (単位:千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	漁業集落排水事業費		10, 543	0	10, 543
		1 漁業集落排水事業費	10, 543	0	10, 543
	歳 出	合 計	14, 777	0	14, 777

第2表 地 方 債 補 正

単位:千円

起債の目的		限度額		起債の方法	利率	償還の方法
た頃の日的	補正前の額	補正額	計	起便の方伝	和 辛	順感の方伝
				(借入方法)	年6%以	償還期間は、措
公営企業会計適用債	2, 400	△2, 400	0	証書借入又は	内(ただ	置期間を含め30
				証券発行によ	し、利率	年以内とする。
				る。	見直し方	償還方法は、元
					式で借り	利均等、元金均
				(借入時期)	入れる資	等等による。
				令和3年度。	金につい	ただし、財政の
				(ただし、事	て、利率	都合により、措
				業その他の都	の見直し	置期間中であっ
				合により、そ	を行った	ても繰上償還、
				の一部又は全	後におい	償還年限を変更
				部を後年度に	ては、当	し、又は借り換
				繰り延べて起	該見直し	えることができ
				債することが	後の利	る。
				できる)	率)	
計	2, 400	△2, 400	0			

議案第74号

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年12月15日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算(第2号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,534千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

		款				項		補正前の額	補 正 額	計
5	繰	入	金					3, 708	2, 100	5, 808
				1	繰	入	金	3, 708	2, 100	5, 808
7	村		債					2, 100	△2, 100	0
				1	村		債	2, 100	△2, 100	0
		歳	入	合	計			6, 534	0	6, 534

歳 出 (単位:千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	農業集落排水事業費		5, 826	0	5, 826
		1 農業集落排水事業費	5, 826	0	5, 826
	歳 出	合 計	6, 534	0	6, 534

第2表 地 方 債 補 正

単位:千円

お焦の日始		限度額			お体の七汁	1 11	冷 との十分	
起債の目的	補正前の額	補正額	計		起債の方法	利率	償還の方法	
					(借入方法)	年6%以	償還期間は、措	
公営企業会計適用債	2, 100	△2, 100	(0	証書借入又は	内(ただ	置期間を含め30	
					証券発行によ	し、利率	年以内とする。	
					る。	見直し方	償還方法は、元	
						式で借り	利均等、元金均	
					(借入時期)	入れる資	等等による。	
					令和3年度。	金につい	ただし、財政の	
					(ただし、事	て、利率	都合により、措	
					業その他の都	の見直し	置期間中であっ	
					合により、そ	を行った	ても繰上償還、	
					の一部又は全	後におい	償還年限を変更	
					部を後年度に	ては、当	し、又は借り換	
					繰り延べて起	該見直し	えることができ	
					債することが	後の利	る。	
					できる)	率)		
計	2, 100	△2, 100	(0				

議案第75号

座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の全部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例(平成15年条例第6号)の全部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和3年12月15日提出 座間味村長 宮 里 哲

提案理由

当該施設は使用料に関する事項を規定で定めているが、本来、使用料に関しては地方自治法(昭和22年 法律第67号)第228条に基づき、条例で定める必要がある。また、当核施設の利用における利用条件等 を詳細に定める必要があるため本条例の全部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第17号

座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例

座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例(平成19年条例第24号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、座間味村特産品加工センター(以下「施設」という。)を設置し、管理及び運営に関し必要な事項を定め、口滑な管理運営を図るとともに、地域の生産物を生かした特産品の開発とそれに伴う農林水産業の振興と雇用機会の創出を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 座間味村特産品加工センター

位置 座間味村字阿佐260番地

(施設の管理)

第3条 施設は、座間味村長(以下「村長」という。)が管理する。

(指定管理者による施設の管理)

第4条 村長は、施設の目的を効果的に達成するため、施設の管理を法人その他の団体であって村長が指定するもの(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(利用の許可)

第5条 施設を使用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しよ うとするときも、同様とする。

(目的外利用等の禁止)

第6条 第5条の許可を受けた者(以下「利用者」)は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を 他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第7条 村長は、管理上必要があると認めるときは、第5条の許可について利用の制限その他必要な条件を付けることができる。

(利用の停止又は取消)

- 第8条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。
 - (1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。
 - (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 公の秩序又は善良な風俗を証し、若しくは乱すおそれがあると認められるとき。
 - (4)集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (5) 加工施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (6) 利用目的に反するおそれがあるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が施設の管理上支障があると認めるとき。
- 2 利用許可の取り消し、又は利用の中止により利用者に生じた損害について、村長はその責めを負わない。 (利用期間)
- 第9条 施設の利用期間は、利用の許可があった日から1年以内とする。ただし、利用を更新又は利用を終了する場合は、利用を更新又は利用を終了する日の1ヵ月前までに村長に申請するものとする。

(利用者の責務)

- 第10条 利用者は、次の各号に掲げる責務に従わなければならない。
 - (1) 利用者は、施設及び施設周辺の清掃、整理整頓を行い、衛生的に利用すること。
 - (2) 利用者は独自で営業許可を取得すること。
 - (3) 村内の農林水産物を活用すること。
 - (4) 利用者は、ガス、水道、電気等の過剰使用をしないよう努めること。
 - (5) 利用者は、利用許可を受けた設備以外は、利用しないこと。
 - (6) 許可を受けることなく構築物を設置・改装且つ壁等にはり紙をし、ピン・釘打ち等をしないこと。
 - (7) 他の利用者、周辺住民に迷惑となるような行為をしないこと。
 - (8) 施設の管理上、支障をきたすような行為をしないこと。
 - (9) その他、村長の必要があると認めるもの。

(利用料金)

第11条 施設の利用料金の額は、別表に定める額とする。

(利用料金の減免)

- 第12条 村長が公益上その他必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免際することができる。 (利用料金の不還付)
- 第13条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により施設を利

用できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設の利用を終えたとき、又はその利用を取り消されたときは、施設を利用を終えるまでに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りではない。

(損害賠償)

第15条 施設を汚損し、損傷し、または滅失した者は、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(賠償及び事故の免責)

- 第16条 村長は、施設の利用により生じた一切の事故及び損害については賠償の責任を負わない。 (指定管理者の指定の期間)
- 第17条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年以内とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。附 則(平成19年条例第24号)
- この条例は、平成19年7月1日から施行する。 (附則)
- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

座間味村特産品加工センター使用料金表

1 施設使用料	金額 (円)	備考	
・調理室	日額 270円	村外利用者	
• 加工機械	日額 130円	村民・村内事業者	
・その他設備			
2保管場所使用料	金額(円)	備考	
• 冷凍庫	1区画 月額 5,500円	棚(上段)・村外利用者	
	1区画 月額 11,000円	棚(中段)・村外利用者	
	1区画 月額 16,500円	棚(下段)・村外利用者	
	1区画 月額 2,750円	棚(上段)・村民・村外事業者	
	1区画 月額 5,500円	棚(中段)・村民・村外事業者	
	1区画 月額 8,250円	棚(下段)・村民・村外事業者	
• 冷蔵庫	1区画 月額 8,250円	村外利用者	
	1区画 月額 4,120円	村民・村内事業者	
• 管理事務室	1区画 月額 4,120円	村外利用者	
	1区画 月額 2,050円	村民・村内事業者	

・食品庫	1区画 月額 2,200円	村外利用者
	1区画 月額 1,100円	村民・村内事業者

議案第76号

南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和4年4月1日から南部広域 行政組合から北大東村を脱退させ、南部広域行政組合規約を別紙のとおり変更する。

> 令和3年12月15日提出 座間味村長 宮 里 哲

提案理由

令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。 これが、本議案を提出する理由である。

南部広域行政組合規約の一部を改正する規約

南部広域行政組合規約(昭和56年沖縄県指令総第154号)の一部を次のように改正する。

第5条中「21人」を「20人」に改め、同条第2号中「、北大東村」を削る。 別表第1及び別表第2中「、北大東村」を削る。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第77号

南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議のうえ定めるものとする。

令和3年12月15日提出 座間味村長 宮 里 哲

提案理由

令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合の財産処分につ

いて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。 これが、本議案を提出する理由である。

財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、南部広域行政組合より北大東村の脱退 に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 北大東村に帰属せしめる財産は次のとおりとする。(別紙1)
 - (1) 財政調整基金
 - ①事務局運営 54,191円(令和3年10月末現在)
 - ②視聴覚ライブラリー 74,375円(令和3年10月末現在)
 - (2) 退職手当特別負担金引当基金
 - ①事務局運営 29,089円(令和3年10円末現在)
 - (3) 令和3年度歳計剰余金は令和3年度決算認定後、南部広域行政組合負担金条例に定める負担割合により算出し、上記(1)(2)の基金と合算して清算を行うものとする。

議案第78号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共 同処理する事務及び規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

> 令和3年12月15日提出 座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一部を変更し、同組合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。

これが、本議案を提出する理由である。

南部広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合(平成4年沖縄県指令総第713号)の一部を次のように改正する。 第3条第2号を次のように改める。

(2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。

第13条第2項を次のように改める。

2 基金は、沖縄県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、同条を次のように改める。

(基金の処分の制限)

第14条 基金に属する財産のうち、沖縄県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。 第16条を削り、第17条第2項中「別表第2」を「別表」に、「理事長」を「理事会」に改め、同条を 第15条とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 補則

(補則)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。 別表第1を削り、別表第2を別表とし、同表を次のように改める。

別表 (第15条関係)

区 分	市町村	負	担 割 合
1 一般管理費	浦添市、那覇市、豊見城	議会費及び総務費	均等割 30%
	市、南風原町、与那原		人口割 70%
	町、南城市、八重瀬町、		
	糸満市、久米島町、粟国		
	村、渡名喜村、座間味		
	村、渡嘉敷村、南大東		
	村、北大東村		
2 広域的な行政課題及び	浦添市、那覇市、豊見城	事務費	関係市町村の協議により定
振興整備等の調査研究に関	市、南風原町、与那原		める
する事務	町、南城市、八重瀬町、		
	糸満市、久米島町、粟国		
	村、渡名喜村、座間味		
	村、渡嘉敷村、南大東		
	村、北大東村		
3 いなんせ斎苑の建設及	那覇市、浦添市	建設費	人口割 100%
び管理運営に関する事務		管理運営費	利用実績割 100%
4 南斎場の建設及び管理	糸満市、豊見城市、南城	建設費	人口割 100%
運営に関する事務	市、南風原町、八重瀬	管理運営費	利用実績割 100%
	町、与那原町		
5 社会福祉法に規定する	浦添市、豊見城市、南城	民生費	均等割 5%
所轄庁が行うこととされて	市、糸満市		法人数割 95%
いる事務			

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第79号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴い、別紙のとおり財産処分することについて、議会の議決を求める。

令和3年12月15日提出 座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴い、ふるさと市町村圏基金に属する財産処分について協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。

これが、本議案を提出する理由である。

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、南部広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について、次のとおり定める。

(財産処分)

- 第1条 組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分は、ふるさと市町村圏基金に属する財産の うち、組合規約第13条第2項に規定する関係市町村の出資金9億円とする。
- 2 前項に規定する関係市町村の出資金9億円は、別表に掲げる出資総額に応じて関係市町村に帰属させる。 (その他)
- 第2条 この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、関係市町村が協議 の上、別に定める。

別表

ふるさと市町村圏基金出資額

(単位:千円)

関係市町村名	出資総額	出資年度額			
	山貝秘領	平成4年度	平成5年度		
浦 添 市	107,874	53, 937	53, 937		
那覇市	3 3 3, 2 2 5	166, 613	166,612		
豊見城市	56, 277	28, 139	28, 138		
南風原町	43, 488	21, 744	21, 744		
与那原町	28, 179	14,090	14,089		
南城市	92,619	46, 311	46, 308		

八重瀬町	48, 735	24, 367	24, 368
糸 満 市	65, 538	32, 769	32, 769
久米島町	37, 836	18, 917	18, 919
栗国村	14, 508	7, 254	7, 254
渡名喜村	14,067	7, 033	7, 034
座間味村	14, 382	7, 191	7, 191
渡嘉敷村	14, 256	7, 128	7, 128
南大東村	14, 949	7, 474	7, 475
北大東村	14,067	7, 033	7, 034
計	900,000	450,000	450,000

備考

- 1 出資金の割合は、均等割30%、人口割70%とする。
- 2 久米島町の出資金は、仲里村及び具志川村の廃置分合以前における両村の出資額を合算した額とする。
- 3 南城市の出資額は、大里村、佐敷町、知念村及び玉城村の廃置分合以前における4町村の出資額を合 算した額とする。
- 4 八重瀬町の出資額は、東風平町及び具志頭村の廃置分合以前における両町村の出資額を合算した額とする。

議案第80号

工事請負契約について

阿嘉小中学校校舎改築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年 年法律第67号)第96条第5項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 阿嘉小中学校校舎改築工事
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 307,315,360円

(うち消費税27,937,760円)

4 契約の相手方 沖縄市美里6-5-1株式会社 仲本工業代表取締役 仲本 豊

令和3年12月15日提出 座間味村長 宮 里 哲

提案理由

阿嘉小中学校校舎改築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又 は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。 これが、本議案を提出する理由である。

以上、よろしくお願いいたします。

〇 議長(中村秀克)

これで提出議案の説明は終わります。

日程第7. 議案第68号 専決処分の承認について(令和3年度座間味村一般会計補正予算(第9号)) を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号 専決処分の承認について(令和3年度座間味村一般会計補正予算(第9号))を 採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第68号 専決処分の承認について(令和3年度座間味村一般会計 補正予算(第9号))は、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第69号 令和3年度座間味村一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。 これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

じゃあお聞きしたいのがありますので、お願いします。15ページ、お願いします。8款の土木費の消防費、これは阿嘉地区集落内消火栓設置工事で234万7,000円とありますけれども、これは場所と、また何基の予定か、分かれば教えてください。

〇 議長(中村秀克)

暫時休憩します。

休 憩

再開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

お答えします。本予算につきましては、阿嘉島のほうの消火栓と座間味の工事もこれは含まれております。 設置数ですが、阿嘉のほうが1か所、座間味が4か所、合計5基の消火栓の設置を予定しております。以上です。

〇 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

やっぱり消火栓というのは財産を火災から守るためのものであります。ひとつ必要でありますので、ぜひ 早めに設置方をできればお願いしたいと思います。以上です。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質疑ございませんか。2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

教育課長が朝から何も喋っていませんので、一つだけ。16ページの給与(一般)119万4,000円と計上されていますけれども、これはどういうあれでこれだけの給与が上げられているんですか。

〇 議長(中村秀克)

暫時休憩します。

休憩再開

〇 議長(中村秀克)

再開します。

宮平壮一郎総務課長。

〇 総務課長(宮平壮一郎)

ただいまの給与の件につきましては総務のほうで答えさせていただきます。給与のほうは本来であれば9 月の補正で一度算定をして計上しておりましたが、実はその算定に一部誤りがございまして、そして12月、 不足が生じたために再度計上させていただいております。以上です。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

はい、分かりました。

10ページ、これは公有財産、総務費、大浜のコテージ横で155万円の用地購入ということで事前説明会ではお聞きしましたけれども、これはその後、どういうふうに活用していこうと思っていますか、今。向こうはもちろんコテージもたくさんあって、ほとんどが遊休化はしていますけれども、もちろん土地を買っておくということは、ほかに買い取られるよりはいいとは思っていますけれども、今後本村としての目的が何かありましたら、よろしくお願いします。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

お答えします。155万円の内訳としましては、55万円が大浜のコテージの横の土地購入費、100万円はユヒナに行く道の横に残土置場がございます。そこの土地の購入費が100万円、計上しております。 大浜の土地に関しましては、今計画等はございませんが、村の施設のすぐ横ということで将来活用方法があるかと思っておりますことと、安いということで購入しております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

はい、分かりました。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質疑ございませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号 令和3年度座間味村一般会計補正予算(第10号)についてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第69号 令和3年度座間味村一般会計補正予算(第10号)は、 原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第70号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第4号) についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

9ページ、一番下の委託料のほうで、人材派遣で370万円。人材派遣って意味は分かりますけれども、 まず370万円計上しているということは今までの計上金額では足りなかったということか。それとも人材 派遣をさらに増やしたということなのか。その辺ちょっとお願いします。

〇 議長(中村秀克)

松田 力船舶・観光課長。

船舶・観光課長(松田 力)

これは那覇の廃置の関係もありますが、那覇の所長が高速船の建造に伴い出張等で出ていて、派遣の職員を予定している日数より多く配置していましたので、その辺に伴う増額となっています。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

はい、分かりました。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質疑ございませんか。進行してよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第70号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第4号) については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第71号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第71号 令和3年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第72号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題 といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第72号 令和3年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第4

号) については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第73号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) について を議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを採 決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第73号 令和3年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第74号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) について を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを採 決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第74号 令和3年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第75号 座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

料金設定に関しては、それはそれで条例としていいんですけれども、もちろんこれは特産品加工センター

という名目ですから、昨日見たんですけれども、ちょっと道路側は阿佐ユヒナに行くところは空いていたんですけれども、現在、年に何回ぐらい使用されているのか。それと以前は「なっちゃんパン」がそこを使っていたように私は記憶しているんですけれども、現在の使用頻度はどんなものか、ちょっと教えていただけますか。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

お答えします。現在2名の方が冷凍庫を借用しております。月7,500円の2人ですので1万5,000円の収入ということになっています。ほかの施設については、ほぼ今、借用する方はおりません。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

この冷凍庫の借用をしているというのは、これは何か事業者、それとも一般の方、どういう方がその冷凍施設を借用しているのか。どういうものをここに保管してやっているのか。後々、それが本当に村のためになるようなことなのか。あるいは個人のためにやっているのか。その辺までちょっとお聞きします。

〇 議長(中村秀克)

宮平 明産業振興課長。

〇 産業振興課長(宮平 明)

今、借用している方は事業者であります。条例にもありますとおり特産品の開発に伴う農林水産振興等を 図ることを目的としておりますので、それに資する方々だと認識しております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

はい、分かりました。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号 座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第75号 座間味村特産品加工センターの設置、管理及び運営に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第76号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更についてを 議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第76号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第77号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第77号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分 については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第78号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第78号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第79号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第79号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第80号 工事請負契約 (阿嘉小中学校校舎改築工事) についてを議題といたします。 これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

長年の夢である阿嘉小中学校改築工事の工事契約書がついていることによって、大変うれしく思います。 通例ではありますが、これには何社が指名参加して、何社があって、最終的にこの仲本工業に至ったんです か。経緯についてお願いします。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

お答えします。指名業者9社、そして入札に参加された業者が4社となっております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

この4社のうちから、この仲本工業に決まったということでよろしいわけですね。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

はい、おっしゃるとおりです。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番(宮平喜文議員)

本当に長年の夢で大変うれしく思っていますが、これはもちろん今日の議会を終えて、これから工事に入る予定ですけれども、着工、それから完成のめどとしては、いつからいつぐらいまでの御予定で計画されていますか。

〇 議長(中村秀克)

中村 悟教育課長。

〇 教育課長(中村 悟)

契約上、議会の承認を得た翌日からとなっておりまして、工期が明日から、そして工事の完成が10月20日を予定しております。

〇 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

〇 2番 (宮平喜文議員)

早いですね。じゃあ来年度の途中、もちろん天気の都合等もいろいろありますけれども、とりあえず来年いっぱいでは完成するというめどが立っているわけですね。分かりました。おめでとうございます。

〇 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。5番 中村 勇議員。

〇 5番(中村 勇議員)

じゃあ私も、今2年余りですか、校舎を解体してからやっと子供たちを教育する場の校舎ができるということで、多分校長ほか、管理職も含めてですけれども、安堵の気持ちであると思います。早めの、随契ではありますけど10月20日に完成ということでありますので、すばらしい校舎ができることをお願いして終わります。以上です。

〇 議長(中村秀克)

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号 工事請負契約 (阿嘉小中学校校舎改築工事) についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第80号 工事請負契約(阿嘉小中学校校舎改築工事)については、 原案のとおり可決されました。

日程第20. 発議第7号 軽石の漂流・漂着に関する意見書についてを議題といたします。

発議第7号は、会議規則第39条の2項によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第7号は提案理由を省略することに決定いたしました。 これから発議第7号 軽石の漂流・漂着に関する意見書についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第7号 軽石の漂流・漂着に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

発議第7号

令和3年12月15日

座間味村議会 議長中村秀克 殿

提出者 座間 味村 議会議 員 垣 花 太 郎 賛成者 座間 味村 議会議員 宮 平喜文

軽石の漂流・漂着に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

軽石の漂流・漂着に関する意見書

今年8月に発生した小笠原諸島・福徳岡ノ場の海底噴火に由来すると見られる軽石が、10月初旬頃から 沖縄県内各地の海岸や漁港・港湾等に大量に漂着している。

この軽石の漂流・漂着により、県内各地おいて様々な被害が報告される中、本村においても10月頃から 漂流・漂着が確認されはじめた。漂着場所においては、船の出入りが行われる港湾・漁港も含まれ、離島航 路をはじめとする各種船舶へのトラブルが発生しないか不安である。これまでボランティアによる除去作業 も行ったところではあるが後から押し寄せる軽石の対処に困難となり深刻な問題となっている。

今後この状況が続いた場合、離島である本村において生活への影響、観光産業の落ち込みにも至らないか 心配である。 よってこのような状況に対処するため、国においては現状及び影響が長期化した場合への様々な分野における迅速かつ継続的に対応するための支援を行い、特段の措置で対処してもらえるよう下記事項のとおり本村議会より求める。

記

- 1. 港湾、漁港、海岸等における軽石の状況調査をすること。
- 2. 軽石の回収・処理や漂着防止に関し国において処理し、必要に応じた財政支援を行うこと。
- 3. 軽石被害を受ける各業種・個人等への対応として、国による補償、支援への対応。
- 4. 離島航路の運航停止に伴う影響に対し、離島住民の生活物資の確保や救急搬送体制の強化、支援策を講じること。
- 5. 回収した軽石の処分又は活用方について国で対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日 沖縄県座間味村議会

(提出先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 環境大臣 内閣官房長官 沖縄及び北方対策担当大臣

これで本定例の日程は、全部終了いたしました。 会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会(午後2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中村秀克

署名議員 中村 勇

署名議員 宮平清志